第４次広島県障害者プラン

（広島県障害者計画）

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度

（素案）

目次

第１章 総論

　　１　プラン策定の趣旨　2ページ

　　２　プランの性格　3ページ

　　３　計画期間　4ページ

　　４　基本方針　5ページ

　　５　プランの推進体制　7ページ

　　６　障害保健福祉圏域の設定　9ページ

第２章 分野別施策の基本的方向

　分野１　障害への理解と協働による共生

　　１　障害に対する理解の促進　14ページ

　　２　あいサポートプロジェクトの推進　18ページ

　　３　各種団体との協働の促進　20ページ

　　４　権利擁護の推進　21ページ

　分野２　自立と社会参加の促進による共生

　　１　教育　25ページ

　　２　雇用・就労の促進　　29ページ

　　３　情報の保障の強化　　36ページ

　　４　スポーツ，文化芸術活動の推進　　38ページ

　分野３　保健，医療の充実

　　１　保健・医療提供体制の充実　　42ページ

　　２　療育体制の充実　　52ページ

　　３　医療と福祉の連携　　54ページ

　　４　医療的ケア児支援体制の整備　　57ページ

　分野４　地域生活の支援体制の構築

　　１　福祉サービス等の提供　　60ページ

　　２　住まいの場の確保　　66ページ

　　３　相談支援体制の構築　　68ページ

　　４　サービスの質の向上等　　70ページ

　分野５　暮らしやすい社会づくり

　　１　バリアフリーの推進　　76ページ

　　２　防災対策の強化　　78ページ

　　３　防災，交通安全等の推進　　81ページ

　　４　研究・開発の推進と普及　　83ページ

　　５　ユニバーサルデザインの推進　　84ページ

第３章 プラン関連成果目標

　　１　基本的考え方　　88ページ

　　２　成果目標　　88ページ

■　資料編

　　１　障害者の状況等　　96ページ

　　２　用語解説　調整中

　　３　計画の策定体制　調整中

目次、終わり。

第1章　総論

１　プラン策定の趣旨

　本県における障害者施策は、昭和56（1981）年の国際障害者年を契機として、昭和57（1982）年に「完全参加と平等」という障害者に関する基本理念の実現を目的とした「障害者に関する広島県長期行動計画」を策定して以降、障害者施策を取り巻く状況の変化等に対応しながら、平成26（2014）年３月には平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの５年間を計画期間とする「第３次広島県障害者プラン（以下「前プラン」という。）」を策定し、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできております。

　こうした中、我が国では、平成19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）に署名し、この条約の理念の下で、障害者基本法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。※障害者自立支援法からの改称）など、国内法の整備を進めており、とりわけ平成23（2011）年には、障害者基本法が改正され、障害者が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害者の定義の見直しとともに、「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられたところであります。

　また、前プランの計画期間中の平成28（2016）年４月には、障害者基本法第４条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたところであります。

　平成30（2018）年３月には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等、障害者施策の分野における動向も踏まえつつ、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの５年間における障害者施策の基本方針を定める、国の「障害者基本計画（第４次）」を策定されたところであります。

　本プランは、こうした国の障害者施策の動向等や、平成30（2018）年度で終期を迎える前プランの成果や課題、さらに障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、本県の障害者施策を総合的かつ長期的な視点で推進していくための新しい計画を策定するものです。

２　プランの性格

(1)　プランの位置付け

　このプランは、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に掲げる「人づくり」、「安心な暮らしづくり」の実現に向けて、障害者基本法に基づく国の「障害者基本計画」を基本としつつ、同法第11条第２項の規定に基づく「都道府県障害者計画」として策定するものです。

　なお、このプランは、障害者総合支援法第89条第１項及び児童福祉法第33条の22第１項に基づく「広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画」のほか、「広島県保健医療計画」、「健康ひろしま21」、「ひろしまファミリー夢プラン」や「ひろしま高齢者プラン」等の関連する計画との連携・整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進することとしています。

　特に、「広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画」については、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要見込量やその提供体制の確保のための方策を定めるものであり、このプランの生活支援に関する実施計画として一体的に推進していきます。

(2)　障害者の定義

　このプランにおける「障害者」は、障害者基本法の定義を踏まえ、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々とします。

　ただし、次章以降の具体的な事業の対象となる障害者の範囲については、個々の関係法令等の規定によりそれぞれ定められています。

３　計画期間

　　このプランの計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの５年間とします。

　　ただし、社会経済情勢や国の障害者保健福祉制度の改革、本県の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要があると認めたときは見直しを行います。

４　基本方針

(1)　基本理念と目指すべき姿

　　このプランでは、前プランの基本理念を継承し、共生社会の実現を目指します。

　　また、この基本理念につながる２つの「目指すべき姿」を設定し、施策の推進を図ります。

【基本理念】

　すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

【目指すべき姿①】

　障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現

【目指すべき姿②】

　障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（ＱＯＬ）の向上

　２つの目指すべき姿は、基本理念の内容を具体化したもので、①障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することによる共生社会の実現、②ライフステージを通じた支援体制の整備や、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めることによる県民生活の質の向上を目指して設定するものです。

(2)　 総括目標

　　このプランでは、共生社会の実現や県民生活の質（ＱＯＬ）の向上に関する取組の全体的な進捗状況を測るため、総括目標を設定します。

項目　障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合　考え方　周囲（県民）の行動を測定　現状値　H29 61.8％（内閣府調査）　目標値　H35 　70.0％ （県独自調査）

項目　障害者雇用義務を有する企業の雇用障害者実人数　考え方　障害者雇用の増加を測定　現状値　H29　8594人　目標値　H35　10200人

項目　医療型短期入所事業の定員数　考え方　地域の支援体制の状況を測定　現状値　H30.4　43人　目標値　H33　88人

項目　福祉施設の入所者の地域生活への移行者数　考え方　地域の支援体制や障害福祉サービスの確保による効果を測定　現状値　H26～29(４年間)　159人　目標値　H31～35(５年間)　300人

項目　全ての避難行動要支援者の個別計画作成　考え方　地域で安心して生活できる体制整備の状況を測定　現状値　H30　３市町　目標値　H35　23市町

(3)　基本原則

　基本理念を実現させるため、障害者基本法第３条から第４条に規定される以下の基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

　　①　地域社会における共生等（障害者基本法第３条）

　　　　障害者施策は、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、以下の事項を旨として図られなければならないこと。

■　全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

■　全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

■　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

　　②　差別の禁止（障害者基本法第４条）

■　障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならないこと。

■　障害のある者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障害者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないよう、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。

５　プランの推進体制

(1)　施策の推進

　この計画は障害者施策に関する総合計画であり、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがっているため、計画の推進に当たっては、障害保健福祉担当部局だけでなく、全庁的な取組を行います。

　県や市町等の行政機関だけではなく、障害者関係団体や自立支援協議会、関係機関等の連携や県民の協力を得て、基本理念の実現を目指します。

　複数の都道府県が連携して実施する「あいサポート運動」や「ヘルプマーク」の取組のほか、生活圏の実情及び福祉資源等の地域性による障害福祉サービスの県域を越えた提供など、広域的な障害者支援施策の推進を図ります。

　この計画に基づく広島県の事業は、本県の財政状況を踏まえ、各年度における予算の定めるところにより実施します。

(2)　役割分担

　この計画の推進に当たっては、県や市町における相談支援体制をはじめとした公的なサービスの充実に加え、障害者関係団体及び関係機関、障害者を含めた県民一人一人がそれぞれの役割分担のもとに、互いに協働しながら共生社会づくりに参画していくことが期待されています。

　　■　県の役割

　障害者の自立及び社会参加の支援等のため、この計画にのっとり、各種施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市町、障害者関係団体、自立支援協議会、関係機関等と緊密な連携協力を図りながら、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要な施策を推進します。

　また、県は広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整や市町が行うことが困難な広域的な事業を実施するとともに、市町等への助言や支援を行います。

　　■　市町の役割

　各市町は、障害者にとって最も身近な自治体として自ら策定した市町障害者計画及び市町障害福祉計画により、それぞれの市町の独自性、地域性を考慮しつつ障害者への合理的な配慮を行う等、計画の着実な推進を図ることが求められています。

　また、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会等を通じて、障害者が必要とする日常的な保健・医療・福祉サービスが、性別・年齢、障害特性及び生活の実態に応じて、総合的かつ一体的に提供される体制を確保していくことが求められます。

　　■　サービス提供事業者や支援者に求める役割

　サービス提供事業者や支援者は、障害者の意向を尊重し、障害者の立場に立った公正で適切なサービス提供や責任を持った支援に努めることが求められます。

　　■　企業に求める役割

　企業は、働く意欲のある障害者の積極的な雇用を進めるために、企業全体で障害への理解を深めるとともに、合理的な配慮の提供等による働きやすい環境づくりを進めることにより、障害者の地域での自立と社会参加を支援する役割が期待されます。

　　■　県民に求める役割

　すべての県民が障害を正しく理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会づくりの推進や、障害を理由とした差別の禁止や合理的な配慮等、共生社会の実現に向けた環境づくりにおいて、県民一人ひとりがそれぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けた自主的・積極的な活動を行うことが期待されます。

　　■　障害者に求める役割

　障害者は、自ら社会を構成する一員として積極的に社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動へ主体的に参加し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されます。

(3)　プランの評価と進行管理

　この計画で定めた施策の取組状況や成果目標の達成状況については、市町や関係機関等の協力を得て、毎年調査・把握し、障害者基本法第36条の規定による「審議会その他の合議制の機関」として設置する広島県障害者施策推進協議会（障害当事者及びその家族の委員を含む）に報告して点検・評価を受けるとともに、必要があると認めたときは、達成状況に応じて目標の再設定や施策の見直しを行います。

　また、プランを推進していくために、ＰＤＣＡの観点から、施策の推進状況等について市町と協議する場を毎年設けていきます。

　なお、計画期間中であっても、本県の障害者施策を取り巻く状況の変化や新たなニーズ等に対応し、最新の調査・分析等を踏まえた改善策を積極的に検討していきます。

　　広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

　広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

　広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、その基本的な役割を都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

［障害者基本法］

第36条　都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

［障害者総合支援法］

　第89条の3　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

６　障害保健福祉圏域の設定

　障害福祉サービスのうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」として、７つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。

　この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏域及び「ひろしま高齢者プラン」の老人保健福祉圏域と同じ区域としています。

図表1の1　障害保健福祉圏域図、表1の2　障害保健福祉圏域の状況

障害保健福祉圏域　広島（８市町）　構成市町名　広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町　圏域人口　1369672人　身体障害者　49921人　知的障害者　10341人　精神障害者　16671人　難病患者　9540人

障害保健福祉圏域　広島西（２市）　構成市町名　大竹市、廿日市市　圏域人口　145182人　身体障害者　5952人　知的障害者　1219人　精神障害者　1281人　難病患者　1153人

障害保健福祉圏域　呉（２市）　構成市町名　呉市、江田島市　圏域人口　252047人　身体障害者　12357人　知的障害者　2501人　精神障害者　2608人　難病患者　1955人

障害保健福祉圏域　広島中央（３市町）　構成市町名　竹原市、東広島市、大崎上島町　圏域人口　220651人　身体障害者　8338人　知的障害者　1986人　精神障害者　2086人　難病患者　1551人

障害保健福祉圏域　尾三（３市町）　構成市町名　三原市、尾道市、世羅町　圏域人口　251486人　身体障害者　12580人　知的障害者　2317人　精神障害者　2,539 人　難病患者　2058人

障害保健福祉圏域　福山・府中（３市町）　構成市町名　福山市、府中市、神石高原町　圏域人口　520329 人　身体障害者　21490 人　知的障害者　4501 人　精神障害者　5587 人　難病患者　3766 人

障害保健福祉圏域　備北（２市）　構成市町名　三次市、庄原市　圏域人口　89479 人　身体障害者　5755 人　知的障害者　998 人　精神障害者　851 人　難病患者　600 人

障害保健福祉圏域　７圏域　構成市町名　23市町（14市、９町）　圏域人口　2848846人　身体障害者　116393人　知的障害者　23863人　精神障害者　31623人　難病患者　20623人

表1の1、表1の2おわり。

第１章、終わり。

第2章　分野別施策の基本的方向

≪ 施策体系 ≫

　このプランでは、５つの主要分野を柱として、基本理念につながる「目指すべき姿」の実現に向けた施策を推進します。

目指すべき姿　障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現

分野（大項目）　１　障害への理解と協働による共生中項目　１ 障害に対する理解の促進　小項目　(1)子供世代からの理解促進　(2)広報・啓発活動の展開(3)交流活動の推進

中項目　２ あいサポートプロジェクトの推進中項目　３ 各種団体との協働の促進　小項目　(1)障害者団体との協働(2)ＮＰＯ、ボランティア等との協働

中項目　４ 権利擁護の推進

小項目　(1)障害者虐待の防止　 (2)権利擁護の推進　 (3)選挙等における配慮分野（大項目）　２　自立と社会参加の促進による共生

中項目　１ 教育　小項目　(1)就学相談支援体制の確立(2)幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備　(3)教職員等の専門性の向上　(4)特別支援学校の充実　(5)生涯を通じた多様な学習活動の充実中項目　２ 雇用・就労の促進小項目　(1)企業等の理解促進　 (2)就業機会の拡充と雇用促進　 (3)工賃向上のための取組　(4)職業能力開発の充実　中項目　３ 情報の保障の強化　小項目　(1)情報バリアフリー化の推進　 (2)意思疎通支援の充実

中項目　４ ｽﾎﾟｰﾂ、文化芸術活動の推進　小項目　(1)障害者スポーツの推進　 (2)文化・芸術・余暇活動の充実

目指すべき姿　障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（ＱＯＬ）の向上分野（大項目）　３　保健、医療の充実

中項目　１ 保健・医療提供体制の充実　小項目　(1)保健活動の推進　 (2)疾病等の予防・治療体制の充実　 (3)専門的な医療の提供(4)地域リハビリテーションの推進

中項目　２ 療育体制の充実　中項目　３ 医療と福祉の連携　小項目　(1)地域生活への移行支援　 (2)高齢期における地域包括ケアシステムの強化

中項目　４ 医療的ケア児支援体制の整備　小項目　(1)医療・福祉支援体制　(2)成人期移行に向けた支援体制　 (3)災害発生時の医療支援体制

分野（大項目）　４　地域生活の支援体制の構築

中項目　１ 福祉サービス等の提供　小項目　(1)地域生活支援拠点等（システム）の整備　 (2)訪問系のサービスの確保　 (3)日中活動の場の充実　(4)地域生活を支えるサービス等

中項目　２ 住まいの場の確保　小項目　(1)居住系のサービス基盤の整備　 (2)住宅の確保中項目　３ 相談支援体制の構築　小項目　(1)身近な地域における相談　 (2)専門的・広域的な相談支援中項目　４ サービスの質の向上等　小項目　(1)質の確保　 (2)人材の育成・確保

分野（大項目）　５　暮らしやすい社会づくり中項目　１ バリアフリーの推進　小項目　(1)福祉のまちづくりの推進　 (2)公共的施設等のバリアフリー化の推進　 (3)公共交通機関等のバリアフリー化の推進

中項目　２ 防災対策の強化

中項目　３ 防犯・交通安全等の推進　小項目　(1)防犯対策の推進　(2)交通安全対策の推進　 (3)手話のできる警察職員の育成　(4)消費者被害の防止　中項目　４ 研究・開発の推進と普及　中項目　５ ユニバーサルデザインの推進

≪ 重点的な取組 ≫

前プランの進捗や課題、情勢変化等に対応するため、次のとおり重点的な取組の推進を図ります。

大項目　障害への理解と協働による共生

現状　差別や偏見があると思う人　83.9％（H29内閣府）　障害のある人を手助けしたことがある人 61.8％（H29内閣府）

課題　社会全体で差別を許さない風土づくり取組の方向性　「心のバリアフリー」に向けた子供世代からの理解の推進と出会い・つながりの促進

○学校における交流及び共同学習等の推進

○子供から高齢者まで全ての年齢層によるオール「あいサポーター」の構築

大項目　自立と社会参加の促進による共生

中項目　教育

現状　特別な支援を必要とする児童生徒数増加　・特別支援学校H26 2494人⇒H30 2755人　・特別支援学級H26 4672人⇒H30 6659人

課題　高等学校における通級指導の支援　教員の専門性向上や教育環境の整備

取組の方向性　多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

○障害の状態等に応じた個別の指導計画等の作成促進

○特別支援学校のセンター的機能の充実

○市町の中核的な役割を担う人材の養成

○ＩＣＴ機器を活用した指導事例の普及促進

中項目　雇用・就労の促進

現状　雇用障害者の実人数 H25 6806人⇒H29 8594人

課題　福祉施設からの一般就労移行が進まず

取組の方向性　多様な働き方の実現等による雇用機会の拡大

○障害者就業・生活支援センターの雇用、保健福祉、教育等関係機関との連携強化による一般就労や職場定着に向けた支援体制整備

○「農福連携」の推進

○テレワークの導入による在宅就業等の普及推進

中項目　情報保障の強化

現状　広島県聴覚障害者センターの運営開始　意思疎通支援者の養成や派遣

課題　ＩＣＴの進展を踏まえた情報提供の強化

取組の方向性　ＩＣＴの進展を踏まえた情報保障の充実

○最新情報を反映した講習等の実施

○意思疎通支援等の提供体制の充実

中項目　スポーツ文化芸術活動の推進

現状　2020年東京パラリンピックの開催決定による関心の高まりを背景に、（一社）広島県障害者スポーツ協会を設立

課題　地域において気軽にスポーツ等に参加して楽しむ機会の確保や、アスリート育成に必要な指導者養成等の取組強化

取組の方向性　2020年東京パラリンピックを契機とした障害者スポーツや文化芸術活動の推進

○（一社）広島県障害者スポーツ協会が実施する裾野の拡大から競技力の向上までの一貫した取組の支援

大項目　保健,医療の充実

現状　在宅の医療的ケア児が増加　422人（H28厚生労働省推計）

課題　県立医療型障害児入所施設（わかば療育園等）の機能強化　医療的ケア児への支援体制整備

取組の方向性　在宅の医療的ケア児への支援

○県立医療型障害児入所施設の整備（わかば療育園の移転、若草園、若草療育園の改修）等による在宅支援機能の強化

○医療機関等を活用した短期入所の定員確保

○医療的ケア児対する支援を総合調整するコーディネーターの養成

大項目　地域生活の支援体制の構築

現状　地域生活支援拠点等（システム）の計画的な整備　市町の相談支援事業のほか、発達障害や難病等の専門的な相談支援体制を整備

課題　地域生活支援拠点等（システム）の整備は地域合意が必要　地域移行の受け皿となるグループホームの地域差　質の高いケアマネジメントや、地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員の養成

取組の方向性　病院や福祉施設からの地域生活への移行推進

○地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりとして、地域生活支援拠点等（システム）整備に向けたアドバイザーの派遣等による市町の支援

○共生型サービスの参入促進による事業者の確保

○補助金の優先採択によるグループホームの整備や重度化・高齢化に対応したサービスへの参入促進

○相談支援従事者に対する研修カリキュラムの充実及び計画的な指導者養成

大項目　暮らしやすい社会づくり

現状　避難行動要支援者の避難支援等　・個別の支援計画(H30.6現在)　　全部作成３市町、一部作成18市町　・福祉避難所の指定状況（H30.10現在）22市町374施設

　　　４割の自主防災組織が活発化していない

課題　避難行動要支援者名簿の提供に本人同意が得られない　自主防災組織の活動が活発でない地域では、災害発生時の支援が困難

取組の方向性

防災対策の強化

○市町における避難行動要支援者の個別計画の策定・見直し支援

○地域コミュニティと市町との協働による避難支援者確保事例の情報共有支援

○要配慮者がいる家族も含め、県民の避難行動を調査・分析し、より効果の高い被害防止策を構築

○地域における防災意識の向上や実践的な活動を行えるよう、自主防災組織の活動を活性化

分野１　 障害への理解と協働による共生

１　障害に対する理解の促進

《めざす姿》

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」が実現しています。

(1)　子供世代からの理解促進

【現状】

○　小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程（以下、「小・中学校等」という。）においては、各教科の授業や学校行事等において、障害のある人や盲導犬等を取り上げた教材を使って学習したり、障害に関する話を聞いたりすることを通して、教科等の目標を達成するとともに、障害に対する理解を深めています。

○　高等学校、中等教育学校の後期課程（以下、「高等学校等」という。）においても、各教科の授業や学校行事等において、地域の社会福祉協議会等と連携して、障害に対する理解を深めていく取組を進めています。

○　小・中学校等の多くに特別支援学級が設置されており、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が日常的に交流及び共同学習等を実施しています。

○　小・中学校等及び高等学校と特別支援学校は、計画的に交流及び共同学習を実施しています。

【表2の1の1　障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況（平成28年度）】　　広島市立を除く県内公立学校、高等学校については、全日制と定時性を別として集計

特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習　小学校　87.3％　中学校　88.4％　高等学校　実施なし

特別支援学校との交流及び共同学習（学校間交流）　小学校　8.4％　中学校　2.9％　高等学校　5.9％

特別支援学校との交流及び共同学習（居住地校交流）　小学校　10.2％　中学校　4.6％　高等学校　0.0％

障害のある人との交流活動　小学校　22.0％　中学校　16.8％　高等学校　17.6％

「学校間交流」は、小・中学校等及び高等学校等と特別支援学校が学校間で連携して行う交流及び共同学習。

「居住地校交流」は、小・中学校等及び高等学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れて行う交流及び共同学習。

表、おわり。

【課題】

○　平成29（2017）年８月に実施された内閣府の「障害者に関する世論調査」によると、障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」人の割合が83.9％となっており、障害者差別の解消に向けて、子供世代からの障害に対する理解促進に取り組み、社会全体で差別を許さない風土づくりを進めていく必要があります。

○　教科等の学習や学校行事において、障害に対する理解を深める場合には、障害に対する正しい理解がなされるよう、発達段階に応じた指導の工夫が必要です。

○　交流及び共同学習の実施に当たっては、学習指導要領に基づき実施することが重要であり、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むとともに、障害のある児童生徒には、将来、必要な合理的配慮を自ら求めることにつながるよう、組織的・計画的に取り組むことが必要です。

【取組の方向性】

○　学校や市町教育委員会に対する研修を実施し、指導内容や指導方法の工夫について助言等を行います。

○　学校における先進的な取組を、県教育委員会のホームページ等に掲載することや、各種研修等で交流及び共同学習等の推進について周知を図ります。

○　地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出するため、小・中学校等の児童生徒が地域の障害者支援施設等を訪問し、施設利用者との交流や介護体験等を行う取組、障害のあるアスリートや芸術家との交流会の学校での開催、また、このような取組が行える団体・施設の連絡先共有できるよう、障害福祉部局が教育委員会と連携して、学校への情報提供や学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進します。

○　これらの取組を通じ、家庭や保護者を含めた地域社会全体の意識向上を図ります。

(2)　広報・啓発活動の展開

【現状】

○　「障害者週間」は、毎年12月３日から12月９日までとされ、この期間を中心に、国・地方公共団体・関係団体等においては、様々な意識啓発につながる取組を展開しています。

　　広島県では、庁内及び市町へのポスターの配付による啓発を行うとともに、人権週間のイベント開催等を通じて啓発を行っています。

○　障害者を取り巻く情勢を踏まえ、平成28（2016）年３月に改定した「広島県人権啓発推進プラン」に基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発の取組を着実に推進することとしています。

○　障害者差別解消法の施行に伴い、県職員対応要領の制定、専門相談員を配置した相談窓口の設置、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行うとともに、県に寄せられた相談については、相談者と相手方との間に立って調整を行う等事案の解決に向けた取組を進め、地域協議会で情報共有化や事案の解決方法等について協議、また、事業者等への普及啓発活動を行う等、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいます。

【表2の1の2　広島県内における相談件数】

　不当な差別的取扱い　平成28年度　43件　　平成29年度　19件

　合理的配慮の不提供　平成28年度　100件　　平成29年度　59件

表、おわり。

【課題】

○　県民の障害理解の促進とともに、障害者が生活する上で関わる様々な機関（行政機関・公共交通機関・司法機関等）においても障害に対する理解と支援の受けられる体制づくりが必要です。

○　総合的かつ効果的な人権啓発を推進していく必要があります。

○　障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について周知が進みつつありますが、平成29（2017）年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7％が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

○　「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」募集などを通じて、障害に対する理解の促進を図ります。

○　テレビ・新聞等のマスメディアの活用やヒューマンフェスタ等の県民参加型の啓発活動を通じて、障害者に対する理解を促進していきます。

　　また、「人権週間」や「障害者福祉強調月間」、「世界自閉症啓発デー」など様々な機会をとらえ、障害者や関係団体、市町と連携を図りながら、イベント等を活用した啓発活動を推進します。

○　障害者に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性についての理解を深めるため、正しい知識の普及・啓発を更に進めます。

　　特に、より一層の県民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう者等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

○　県では、障害者差別解消支援地域協議会によるネットワークを構築し、複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容やノウハウ等の共有を通じて、地域全体としての相談・紛争解決機能の向上に努めます。

(3)　交流活動の推進

【現状】

○　福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の紙屋町地下街への設置・運営を支援し、「ノーマライゼーション」の推進と障害者福祉に対する県民の理解促進のための普及啓発活動を実施しています。

○　障害のある人たちが利用する施設・作業所で製造している、スナックやスイーツといった菓子類の品評会「ひろしまＳ－１サミット」を通じて、障害のある人と触れ合いながら、障害者の活動や障害に対する理解を促進しています。

（コラム）ひろしまＳ－１サミット

平成23（2011）年度から開催している障害者就労支援事業所で製造している菓子類の品評会です。

平成26（2014）年度からは、専門審査員による一次選考後、広島東洋カープファン感謝デーに協賛して本選を実施し、一般審査員の投票を加えた上で、広島県知事賞（最優秀賞）等を決定しており、障害者の活動等についての県民の理解促進を図っています。

一次選考会では、事業所の製品力や利用者の生産意欲の向上につながるよう、パティシエ等から専門的なアドバイスが行われます。

【課題】

○　障害に対する正しい理解と認識を深めるためには、県民が障害者と交流し、触れ合う機会をできるだけ多く確保する必要があります。

○　平成13（2001）年に設置した「ふれ愛プラザ」は、近年、来客数が伸び悩んでおり、活気ある交流の場づくりが課題となっています。

○　「ひろしまＳ－１サミット」などのイベントを通じて、県民が障害に対する正しい理解と認識を深める効果的なイベントとなるよう、実施形態や実施内容等について見直す必要があります。

【取組の方向性】

○　「ふれ愛プラザ」におけるホームページやＳＮＳ等を活用した商品と活動に関する情報や福祉情報の提供、夏休み工作教室等の店舗内でのイベント開催、他団体のイベントへの出展、職場体験者や就業実習者の受入等の取組を支援し、障害者や障害者の活動を知る機会とするとともに、障害者と来客者が交流する場の創出を図ります。

○　「ひろしまＳ－１サミット」、障害者スポーツの体験会、「あいサポートアート展」、障害者が参加・出演するコンサートや演劇、発達障害啓発イベントなど、集客力がある魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、県民と障害者の出会いやつながりを通じ、障害者の日頃の活動や障害についての理解を促進します。

２　あいサポートプロジェクトの推進

《めざす姿》

誰もが暮らしやすい共生社会をつくるための「あいサポーター」の輪が、全ての年齢層で広がっています。

【現状】

○　平成29（2017）年８月に実施された内閣府の「障害者に関する世論調査」によると、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が61.8％、手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合が38.2％となっています。手助けをしたことが「ない」と答えた人の理由（複数回答）については、「困っている障害者を見かける機会がなかったから」の79.5％に続いて、「どのように接したらよいかわからなかったから」が12.0％、「自分が何をすればよいか分からなかったから」が8.9％などとなっています。

○　県では、平成23（2011）年10月から県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。

○　「障害を理由とした差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が規定されている障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理解促進のために、出前講座を実施しています。

○　配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を、平成29（2017）年度から導入し、普及促進を図っています。

○　障害者が文化芸術活動への参加を通じて、自身の生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成24（2012）年度から障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29（2017）年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。

【課題】

○　「共生社会」の実現を図るためには、障害や障害者に関する県民の理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について県民の協力を得て、幅広い人々の参加による活動を強力に推進することにより、社会的障壁を除去することが重要となっています。

○　「理解」することから「行動」へつなげるために、理解度の段階に応じた研修を実施していく必要があります。

○　障害者をひとまとめに考えるのではなく、多種多様で、同じ障害であっても一律ではなく、また、内部障害や難病など外見からは分かりにくい障害も多く、こうした障害への理解も進めていく必要があります。

○　「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」等の障害者の文化芸術活動を、広く県民に知っていただく必要があります。

【取組の方向性】

○　企業・団体、地域、学校等への出前講座やあいサポート運動用テキスト「障害を知り、共に生きる」を利用し関係団体と連携した研修の実施など「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、「あいサポート研修」の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」、「就労支援リーダー」の養成や活動支援などにより、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

○　「あいサポート運動」を当事者団体等の協力を得ながら推進し、将来を担う子供や若者から高齢者まで全ての年齢層の「あいサポーター」が増えることによって、障害の特性や必要な配慮への理解を深め、障害のある人に対して理解のある行動につながるよう県民オール「あいサポーター」の構築に向けて取り組みます。

○　障害への理解を促進するためには、家族ぐるみのアプローチが有効であることから、地域や家族への活動の推進役である「あいサポートリーダー」等が、地域の学校における親子活動の場等を活用し、研修の実施等に取り組みます。

○　「あいサポート運動」の取組として、外見からは分からないが配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や、障害者に関するマークをより広く周知し、配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど、障害者がより早期かつ効果的に支援が得られやすくなるよう、普及啓発を行います。

○　「あいサポートアート展」の県内複数箇所での開催、市町巡回展示や、「あいサポートふれあいコンサート」の開催等を通して、県民の障害への理解と認識を深めていきます。

（コラム）あいサポート運動

○「あいサポート」とは、「愛情」の「愛」、私の「Ｉ」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

○あいサポート運動

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮の仕方を理解し、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい共生社会を県民のみなさんと一緒につくっていく運動です。平成21（2009）年11月から鳥取県が、独自の運動として始め、広島県は、平成23（2011）年10月から推進しています。

○あいサポートリーダー

地域において、「あいサポート運動」が広がることを目的として、地域住民を主に対象とした「あいサポート研修」の講師役や、自ら率先して地域において障害者を支える支援活動（ボランティア等）の推進役です。

○就労支援リーダー

自己の企業・団体内において、「あいサポート研修」の実施及び障害や障害者への理解の普及の促進や、職場の障害者の相談支援や障害者の職場定着の促進の推進役です。

○あいサポート運動用テキスト

障害の特性や必要な配慮などをまとめたパンフレットです。

このパンフレットを読んで、日常生活で、障害のある方が、困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践していただく方が、あいサポーターです。

○「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマーク。広島県では、平成29年９月８日（金）からヘルプマークを無償配布しています。

３　各種団体との協働の促進

《めざす姿》

●　地域を支える様々な主体による協働社会が構築されています。

●　大規模災害時においても迅速に支援活動が行えるよう、災害ボランティアネットワークが整備されています。

(1)　障害者団体との協働

【現状】

○　障害者団体等が実施している自主的社会活動に対して、経費の一部を助成しています。

　　また、本県で全国大会などが開催される場合には、大会実施経費を支援することを通じて、障害者の社会参加等を促進しています。

【課題】

○　障害者の自立した地域生活や社会参加等の促進のため、障害者団体等の自主的社会活動を支援していく必要があります。

【取組の方向性】

○　障害者の社会参加を促進するため、障害者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障害者団体等の行う自主的社会活動への必要な支援を行います。

○　障害者の意見を本県の障害者施策に反映させるため、障害当事者やその家族、障害者関係団体、学識経験者等の委員で構成する広島県障害者施策推進協議会を開催するほか、その他の関係協議会委員などへ当事者の委嘱や、障害者に係る計画、施策などの意思決定機会への参画を推進します。

(2)　ＮＰＯ、ボランティア等との協働

【現状】

○　広島県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会は、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア活動者の交流、大学との連携を通じ、新たな担い手の確保を図っています。

○　災害時に迅速な支援活動が行えるよう、県域及び市町域で組織する被災者生活サポートボラネット推進会議において、平常時と災害時における支援体制づくりを行っています。

【課題】

○　超高齢者社会の到来や社会的孤立の深刻化などに伴う地域福祉ニーズの多様化に対応するため、ボランティアコーディネーターの育成や多様な担い手の確保などを通じ、ボランティアセンターの体制強化を図る必要があります。

○　今後は、平成30年７月豪雨災害などの対応を活かし、大規模広域災害により迅速に機能する支援体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

○　ボランティアセンターのネットワーク化を図るため、ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や、大学、地縁組織、ＮＰＯ、地元企業、社会福祉法人など多様な主体との連携による新たな担い手の確保を行っていきます。

○　大規模広域災害に対応するため、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議を通じ、人材、物資、情報等の支援を強化することにより、災害ボランティアネットワークの強化を図ります。

４　権利擁護の推進

《めざす姿》

●　障害者虐待の防止、養護者への支援を実施し、障害者の権利擁護を進めます。

●　全ての障害者がそれぞれの特性に応じた合理的配慮のもと、選挙権が行使されています。

(1)　障害者虐待の防止

【現状】

○　障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定された障害者虐待防止法が、平成24（2012）年10月に施行されました。

　　障害者虐待防止法に基づき、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言などを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を、広島県社会福祉協議会へ委託し、平成24（2012）年10月１日から業務を開始しています。

○　平成24（2012）年度に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備しています。

○　指定障害福祉サービス事業所等の従事者、管理者、市町担当職員及び相談支援事業所職員を対象に研修を実施しています。

○　養護者による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成25（2013）年度の148件から平成29（2017）年度の94件へと緩やかな減少傾向にあり、虐待件数も平成25（2013）年度の39件から平成29（2017）年度の23件とやや減少傾向にあります。

○　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成26（2014）年度に大きく減少したものの、平成27（2015）年度は51件に増加し、平成29（2017）年度は34件と再び減少しています。虐待件数は、平成25（2013）年度は10件でしたが、平成28（2016）年度は13件と増加し、平成29（2017）年度は８件と再び減少しています。

○　使用者による障害者虐待の通報・届出受理件数及び虐待件数は、平成25（2013）年度以降、いずれも増加傾向にありましたが、平成28（2016）年度は減少し、平成29（2017）年度は、就労継続支援Ａ型事業所の経営破たんによる賃金未払い及び解雇予告義務違反（経済的虐待）の影響により、大幅に増加しています。

【表2の1の3　障害者虐待の通報・届出受理件数及び虐待件数】

　養護者による虐待　　通報・届出受理件数　平成25年度　148件　平成26年度　120件　平成27年度　104件　平成28年度　96件　平成29年度　94件

　虐待件数　平成25年度　39件　平成26年度　26件　平成27年度　30件　平成28年度　21件　平成29年度　23件

　障害者福祉施設従事者等による虐待　　通報・届出受理件数　平成25年度　57件　平成26年度　37件　平成27年度　51件　平成28年度　47件　平成29年度　34件

　　　虐待件数　平成25年度　10件　平成26年度　9件　平成27年度　7件　平成28年度　13件　平成29年度　8件

　使用者による虐待　　通報・届出受理件数　平成25年度　24件　平成26年度　26件　平成27年度　33件　平成28年度　19件　平成29年度　150件

　　　虐待件数　平成25年度　8件　平成26年度　14件　平成27年度　17件　平成28年度　6件　平成29年度　115件

表、おわり。

【課題】

○　障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに擁護者に対する支援体制を維持するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。

○　障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等へ広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。

○　障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口、届出・相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。

○　障害者関係団体等の人材育成等を促進し指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。

○　使用者が、就労継続支援Ａ型事業を廃止する場合は、利用者への賃金の支払いや解雇予告を行うことなどを確実に行うよう徹底する必要があります。

【取組の方向性】

○　広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及・啓発活動に努めます。

○　定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。

○　障害者虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置、従業員への研修等）、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。

○　相談支援事業者（相談支援専門員等）に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。

○　虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。

○　障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。

○　使用者が、就労継続支援Ａ型事業を廃止する場合は、賃金の支払いや解雇予告を行うことなどを徹底するように、集団指導や研修会などの場を活用して事業者に周知、徹底を行うとともに、労働局とも連携して対応します。

(2)　権利擁護の推進

【現状】

○　県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会が、判断能力の不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、判断等を本人のみでは適正に行うことが困難な人）などに、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの福祉サービス利用援助事業（かけはし）を実施し、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援しています。

【表2の1の4　福祉サービス利用援助事業 実利用者数（平成30（2018）年３月末現在）】

利用者数　認知症高齢者　617人　知的障害者　318人　精神障害者　436　その他　93人　計　1464人

表、おわり。

○ 平成30（2018）年３月末現在、17の市町社会福祉協議会において成年後見事業（法人後見）を実施しています。

○　市民後見人を確保するため、広島市、福山市及び三次市において、市民後見人を育成する研修等を実施しています。

○　市町は、国が平成29（2017）年３月に策定した成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、市町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めることになっています。

【課題】

○　福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用世帯には、生活困窮など複雑な諸問題を抱えるケースが増えていることから、これらの問題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員のスキルアップに加え、関係機関との連携強化が必要です。

○ 全ての市町社会福祉協議会で成年後見事業（法人後見）が実施できるよう、県社会福祉協議会等による働きかけや支援が必要です。

○　今後、親族等による成年後見人等の受任が困難な単独世帯の高齢者の増加が見込まれることから、成年後見人等の担い手として市民後見人の確保が必要です。

○　市町は、基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関の設立及び円滑な運営など、成年後見制度利用の促進に関する施策を推進することが求められています。

【取組の方向性】

○　福祉サービス利用援助事業（かけはし）を担う生活支援員と専門員が生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し、事業の適切な運営を図ります。

○　成年後見事業（法人後見）を未実施の市町社会福祉協議会に対して、県社会福祉協議会が実施する取組を支援します。

○　引き続き、市民後見人の育成を行う市町を支援するとともに、未実施の市町に対して実施に向けた働きかけを行います。

○　市町が行う保健・医療・福祉に司法を含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築や基本計画の策定を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業（かけはし）から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。

(3)　選挙等における配慮

【現状】

○　身体に重度の障害がある人は、入所する施設や郵便などによる不在者投票ができます。

　　また、投票所では点字による投票や、自ら投票用紙に記入することができない人のための補助者による代理投票ができます。

○　県選挙管理委員会が執行する選挙においては、障害者に点字、音声及び拡大文字により、当該選挙・候補者情報を提供する選挙のお知らせを作成・配布しています。

○　市区町選挙管理委員会には、投票所環境の整備の働きかけを行っており、建物の２階以上に投票所が設けられる場合でも、適切な措置が講じられています。

　　また、障害により介添を要する者が投票する場合、投票事務従事者が介添えするとともに、対応できる設備（車椅子等）について配慮がなされています。

【表2の1の5　入口と同一フロアにない投票所等における措置状況（第48回衆議院議員総選挙：平成29（2017）年10月22日執行）】

期日前投票所　入口と投票所が同一フロアにないもの　19　うち昇降機等の措置あり　19　措置なし　0

投票所　入口と投票所が同一フロアにないもの　21　うち昇降機等の措置あり　21　措置なし　0

表、おわり

【課題】

○　障害者支援施設については、身体障害者支援施設のみが不在者投票のできる施設に指定できるとされていますが、知的・精神障害者支援施設については、不在者投票のできる施設に指定できません。

　　また、現実的に投票所へ行くことが困難な状況にある重度の視覚障害者などは、現行制度では郵便による不在者投票ができる対象要件とされていません。

○　知事選挙などでの政見放送は、字幕の付与が認められておらず、聴覚障害者が候補者の政見を知る機会が限られています。また、投票用紙記載場所での掲示物には法的制約があり、読字障害者などが候補者の氏名を記載するに際して、困難を感じる場合があります。

【取組の方向性】

○　全国の都道府県選挙管理委員会で組織する都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、不在者投票のできる施設の対象施設の拡大や重度の視覚障害者などを郵便による不在者投票の対象とするよう、障害の状況に配慮した投票制度の整備や全ての政見放送への字幕の付与を要望していきます。

分野２　自立と社会参加の促進による共生

１　教育

《めざす姿》

●　障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加を図るため一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が提供されています。

●　障害の有無にかかわらず、県民一人一人が相互に人格と個性を尊重して支えあう共生社会をめざした、特別支援教育が行われています。

●　障害者が、学校卒業後も含めたその生涯を通じて、教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための学習機会が提供されています。

(1)　就学相談支援体制の確立

【現状】

○　市町の教育支援委員会の機能化及び適正な就学相談支援のため、市町教育委員会の専門性の向上を図る研修等を行っています。

○　保護者等に対する支援として、県の特別支援教育の状況や教育相談についての幅広い情報を紹介する教育支援ガイドブックを、県教育委員会ホームページ（ホットライン教育ひろしま）に掲載しています。

○　障害のある幼児児童生徒の就学相談支援を適正に行い、特別支援教育の円滑な実施を図るため、県に特別支援教育指導委員会を設置しています。

○　障害者差別解消法、広島県福祉のまちづくり条例及び文部科学省の学校施設バリアフリー化推進指針を踏まえた、県立学校のバリアフリー化を進めています。

○　障害のある幼児児童生徒の就学（園）機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼小中高等学校に対して助成しています。

【課題】

○　障害のある幼児児童生徒の増加、教育的ニーズの多様化を踏まえ、保護者に対する適切な情報提供を行うとともに就学先決定を適正に行うため、市町教育委員会の専門性を更に高めていく必要があります。

○　市町において医療・福祉と連携した早期からの就学相談支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるような仕組みを構築する必要があります。

○　障害のある子供がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、市町教育委員会の適正な就学相談支援を支援していく必要があります。

○　私立幼小中高等学校において、障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、合理的配慮及び必要な支援が提供される状況を、一層推進する必要があります。

【取組の方向性】

○　市町教育委員会を対象とした研修を実施し、各市町の就学相談支援体制の強化を図ります。

○　教育支援ガイドブックについての周知を行い、その活用を促します。

○　市町教育委員会からの要請に応じ、実態把握や、合理的配慮及び教育的ニーズについての助言等を行い、市町教育委員会の就学相談支援体制を支援します。

○　県立学校へのエレベーターの整備など必要な整備を進めていきます。

○　障害のある幼児児童生徒の就学（園）機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼小中高等学校に対して助成していきます。

(2)　幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備

【現状】

○　特別な支援を必要とする幼児児童生徒が年々増加しています。

【表2の2の1　特別支援学級の在籍者数等の推移（各年度５月１日現在）】 広島市を含む公立小・中学校等

特別支援学級在籍者数　平成26年度　4672人　　平成27年度　5096人　　平成28年度　5579人　　平成29年度　6104人　　平成30年度　6659人

通級による指導を受けている児童生徒数　平成26年度　1414人　　平成27年度　1501人　　平成28年度　1696人　　平成29年度　1842人　　平成30年度　2125人

表、終わり。

○　幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた支援を行うための基本的な校内支援体制は整ってきましたが、個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下、「個別の指導計画等」という。）が特別な支援が必要な幼児児童生徒全員には作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にあります。

○　教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関するセンター的機能を果たすよう特別支援学校の体制を整備しています。

【課題】

○　個別の指導計画等の作成率を向上させる必要があります。

○　個別の指導計画等を活用した保育所・幼稚園、小・中学校等、高等学校等の校種間の円滑な接続ができるような仕組みを構築する必要があります。

○　高等学校等における「通級による指導」が平成30（2018）年度から実施されるようになったこともあり、高等学校等からも支援要請が増加しています。

○　障害のある幼児児童生徒の保護者からの教育相談や保育所・幼稚園、小・中学校等からの支援要請が増加、多様化しており、指導・支援についての情報発信を含め、特別支援学校のセンター的機能を更に充実させる必要があります。

【取組の方向性】

○　市町の担当者や高等学校等の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を充実するとともに、個別の指導計画等の作成促進を図ります。

○　個別の指導計画等を活用した校種間での円滑な接続のガイドラインを示すとともに、モデル的な取組を広く県内に普及します。

○　特別支援学校の専任の教育相談主任を増員して、センター的機能の更なる充実を図るとともに、教育センターや広島大学と連携し、教育相談主任や特別支援教育コーディネーターへの専門研修を充実します。

(3)　教職員等の専門性の向上

【現状】

○　毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進しています。

○　小・中学校等の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する平成24（2012）年の国の調査において、学習面又は行動面で困難を示す児童生徒の割合は6.5％程度となっています。

○　小・中学校等の自閉症・情緒障害特別支援学級をはじめ、特別支援学級や通級による指導の対象となる児童生徒が増加しています。

【課題】

○　特別支援学校において新規採用の教諭が増加していますが、そのうち、免許状を保有している者が少ないため、採用後に必ず取得するよう指導していく必要があります。

○　小・中学校等、高等学校等の教員一人一人が、発達障害等、学習面や行動面で、何らかの困難を示す幼児児童生徒に対する支援を進めていく必要があります。

○　増加する特別支援学級及び通級による指導を担当する教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

【取組の方向性】

○　免許法認定講習を継続して実施するなどにより、より多くの教員が早期に免許状を取得できるための取組を進めます。

○　小・中学校等の教員の特別支援教育に関する専門性向上を図るとともに、特別支援学級及び通級による指導を担当する教員への研修を実施することにより、市町の特別支援教育の中核的な役割を担う人材の養成を図ります。

(4)　特別支援学校の充実

【現状】

○　特別支援学校に配置するジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を増員し、就職指導の充実を図っています。また、技能検定を開催することで、生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の修得を図っています。

○　日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っています。

○　全ての県立特別支援学校にタブレット型情報端末を整備し、授業での効果的な活用の促進を図っています。

○　知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の在籍者数が年々増加しています。

【表2の2の2　県内の特別支援学校の在籍者数の推移（各年度５月１日現在）】　　広島市を含む

視覚障害　平成26年度　66人　　平成27年度　68人　　平成28年度　71人　　平成29年度　61人　　平成30年度　57人

聴覚障害　平成26年度　106人　　平成27年度　114人　　平成28年度　105人　　平成29年度　105人　　平成30年度　109人

肢体不自由・病弱・知的障害　平成26年度　2322人　　平成27年度　2410人　　平成28年度　2497人　　平成29年度　2547人　　平成30年度　2589人

計　平成26年度　2494人　　平成27年度　2592人　　平成28年度　2673人　　平成29年度　2713人　　平成30年度　2755人

表、終わり。

【課題】

○　幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に、職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります。また、職業教育に重点を置いた高等特別支援学校の設置を早期に実現する必要があります。

○　幼児児童生徒の障害の多様化に伴い、学校での医療的ケアの実施の可否や対応方法について、専門的な判断を必要とする事例が増加しています。

○　幼児児童生徒一人一人の発達段階や教育的ニーズに応じた授業を行っていくため、教員のタブレット型情報端末などのＩＣＴ機器の活用能力を高める取組が必要です。

○　知的障害のある児童生徒の増加に対応するため、児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を検討する必要があります。

【取組の方向性】

○　ジョブサポートティーチャーの配置を拡充するなど、特別支援学校の就職指導体制及び労働局との連携を強化し就職先の開拓を図るとともに、技能検定と関連付けて作業学習等の授業改善を進めます。

　　また、職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校の設置を検討していきます。

○　特別支援学校に配置している看護師や教員に対する研修を実施するとともに、指導医からの指導・助言を受けられるようにするなど、安全かつ適正な医療的ケアの充実を図ります。

○　「学びの変革」ＩＣＴ活用促進プロジェクト事業により、モデル校で行ったＩＣＴ機器を活用した指導事例を集め、特別支援学校に情報提供していきます。

○　在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、特別支援学校の再編整備など、障害のある幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を図ります。

(5)　生涯を通じた多様な学習活動の充実

【現状】

○　県民の多様な学習ニーズに応えるため、大学やＮＰＯ等が実施する講座等の情報を、県教育委員会ホームページで発信しています。

○　県立図書館では、資料の郵送貸出等の障害者サービスを実施しています。

【課題】

○　障害者の生涯学習支援の取組に関する現状の把握と、県民への積極的な情報提供が必要です。

【取組の方向性】

○　障害者の生涯学習支援に関する模範的な取組や、障害のある方も参加できる講座等の情報を収集し、県教育委員会ホームページ等で広く県内へ発信します。

○　県立図書館における資料を充実させ、障害者の読書環境を整備します。

２　雇用・就労の促進

《めざす姿》

●　就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつき、職業能力の向上が図られる支援体制が確立しています。

●　企業等での就業や福祉的な就労の場が確保され、働くことを通じて経済的な自立が可能となる基盤が整っています。

●　障害者雇用のノウハウの紹介などを通じて、県内企業の障害者雇用が促進されています。

(1)　企業等の理解促進

【現状】

○　県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,150社）における障害者の実雇用率は、平成29（2017）年６月１日現在で2.05％と法定雇用率（2.0％）を７年ぶりに達成し、法定雇用率を達成している企業の割合は50.2％となっている一方で、法定雇用率未達成企業1,071社のうち、障害者を１人も雇用していない企業は635社で、未達成企業全体に占める割合は59.3％（企業全体に占める割合は29.5％）となっています。

【表2の2の3　障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況】

企業数 　平成25年度　2007社　平成26年度　2044社　平成27年度　2086社　平成28年度　2124社　平成29年度　2150社

雇用率達成企業数　平成25年度　887社　平成26年度　921社　平成27年度　986社　平成28年度　1023社　平成29年度　1079社

雇用率達成企業割合　平成25年度　44.2％　平成26年度　45.1％　平成27年度　47.3％　平成28年度　48.2％　平成29年度　50.2%

雇用率未達成企業数　平成25年度　1120社　平成26年度　1123社　平成27年度　1100社　平成28年度　1101社　平成29年度　1071社

雇用率未達成企業のうち障害者雇用の数が０人の企業数

　平成25年度　648社　平成26年度　657社　平成27年度　637社　平成28年度　643社　平成29年度　635社

雇用率未達成企業のうち障害者雇用の数が０人の企業の割合

　平成25年度　57.9％　平成26年度　58.5％　平成27年度　57.9％　平成28年度　58.4％　平成29年度　59.3％

雇用障害者数(雇用率算定用換算人数)

　平成25年度　8232.0人　平成26年度　8607.5人　平成27年度　9073.5人　平成28年度　9482.5人　平成29年度　10024.0人

雇用率　平成25年度　1.84％　平成26年度　1.90％　平成27年度　1.95％　平成28年度　1.99％　平成29年度　2.05％

表、終わり。

○　平成25（2013）年６月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、平成30（2018）年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率が2.2％に引き上げられました（平成30（2018）年４月から３年を経過する日より前に2.3％に引き上げ）。

○　障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。

○　県では、「あいサポート運動」に取り組む企業又は団体を「あいサポート運動企業・団体」として認定し、企業又は団体による実践的な「あいサポート運動」の一層の促進を図り、もって共生社会の実現を目指しています。また、平成27（2015）年度より、企業内での「あいサポート運動」の普及や障害者の職場定着を促進することを目的として、企業・団体内での「あいサポート研修」の実施や、職場の障害者の相談支援等を行う「就労支援リーダー」を養成しています。

【課題】

○　県内に本社のある企業の実雇用率は法定雇用率を達成しましたが、今後、法定雇用率の更なる引き上げが見込まれているため、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要があります。

○　障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を推進するためには、企業経営者をはじめ企業の従業員に、障害者に対する偏見、無関心、障害の特性や配慮の仕方等があまり知られていないなどの社会的障壁を除去して、受入体制を整備していく必要があります。

○　特定の企業だけではなく、より多くの企業が研修に参加するように、「あいサポート運動企業・団体の申請及び、研修への参加の推進を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

○　障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布、雇用労働情報サイト｢わーくわくネットひろしま｣への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。

○　障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。

○　障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び職場環境の整備等に係る取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。

○　障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。

○　「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、「あいサポート研修」の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」、「就労支援リーダー」の養成や活動支援などにより、障害者雇用のノウハウが無い企業等に対して、積極的に情報発信を行うとともに、既に障害者雇用をしている企業等についても、職場の定着率の向上を図ります。

(2)　就業機会の拡充と雇用促進

【現状】

○　平成29（2017）年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数、就職件数ともに過去最高となっています。

【表2の2の4　県内の公共職業安定所を通じた障害者の職業紹介状況】

新規求職申込件数　平成25年度　3855件　平成26年度　3964件　平成27年度　4198件　平成28年度　4299件　平成29年度　4575件

就職件数　平成25年度　2008件　平成26年度　2145件　平成27年度　2390件　平成28年度　2406件　平成29年度　2461件

表、終わり。

○　県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2150社）において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、平成29（2017）年６月１日現在では8594人となっています。

【表2の2の5　障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況（各年６月１日現在）】

雇用障害者実人数　平成25年　6806人　平成26年　7191人　平成27年　7653人　平成28年　8067人　平成29年　8594人

表、終わり。

○　就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。

○　全ての障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターでは、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携した拠点として、個々の障害者に応じた就業面及び生活面の一体的な相談支援を行うことにより、障害者の一般就労及び職場定着に努めています。

【表2の2の6　障害者就業・生活支援センターの取組状況】登録者数等は１センター当たり平均

センター数　平成25年度から平成29年度まで７センター

登録者数　平成25年　573人　平成26年　663人　平成27年　671人　平成28年　740人　平成29年　807人

相談・支援　平成25年度　3752件　平成26年度　4133件　平成27年度　3832件　平成28年度　4342件　平成29年度　3885件

職場実習等あっせん　平成25年度　62件　平成26年度　56件　平成27年度　53件　平成28年度　56件　平成29年度　55件

就職件数　平成25年度　60件　平成26年度　60件　平成27年度　68件　平成28年度　55件　平成29年度　64件

表、終わり。

○　在宅勤務制度など時間や場所にとらわれない多様な働き方を可能とする制度の導入など、働き方改革が進められています。

○　近年、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっています。

○　建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、障害者雇用状況の評価の仕組みを導入しています。

　　また、物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において、障害者雇用状況を確認できるようにするとともに、物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を図っています。

○　県職員及び教員の採用試験において、身体障害者を対象とした試験を実施し、障害者の就労機会の拡充を図っています。

　また、県教育委員会では、本庁や特別支援学校において、事務補助等の業務を行う非常勤職員として、障害のある方を雇用しています。

【表2の2の7　広島県における障害者の雇用状況（実雇用率）（各年６月１日現在）】 公的機関の法定雇用率は、平成29（2017）年度まで2.3％（県教育委員会は2.2％）、平成30（2018）年度以降は2.5％（県教育委員会は2.4％）

知事部局　平成25年　2.3％　平成26年　2.39％　平成27年　2.3％　平成28年　2.38％　平成29年　2.39％　平成30年　2.61％

教育委員会　平成25年　2.04％　平成26年　2％　平成27年　2.06％　平成28年　2.03％　平成29年　1.12％　平成30年　1.37％

警察本部　平成25年　2.35％　平成26年　2.06％　平成27年　2.49％　平成28年　2.55％　平成29年　2.55％　平成30年　2.54％

表、終わり。

○　県内市町では、平成29（2017）年11月１日現在、23市町のうち４市町において障害者の法定雇用率が達成されていません。

【課題】

○　個々の就労支援機関に特徴や機能に差異等があることから、相互に関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターを拠点とし、広島障害者職業センター、広島障害者職業能力開発校、広島労働局等の関係機関がネットワークを形成し、就労支援を行う必要があります。

○　特に、平成30（2018）年４月１日から法定雇用率が引き上げられるとともに、その算定基礎に精神障害者が加えられたため、障害者就業・生活支援センターの果たす役割は、今後、ますます増加するものと考えられます。

○　就労移行支援事業所を通じた就労移行実績が低調となっており、障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にあります。

○　障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。

○　精神障害者については職業定着に課題を抱える者も多く見られること等、働くことを希望する障害者が能力と適性に応じて就業できる状態となっていません。

○　障害の程度や特性等により通勤や長時間の継続勤務が難しい障害者もおり、勤務場所や勤務時間等についての柔軟な働き方の導入を進めていく必要があります。

　また、就労移行支援事業においては、通所の困難な障害者の施設外就労の一つとして在宅でのテレワークが認められていますが、事業者の負担が大きいことなどから利用が進んでいません。

○　平成29（2017）年３月に国が公表した「働き方改革実行計画」の中で、農業に取り組む障害者就労施設に対する６次産業化支援など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指すとされています。また、平成29（2017）年７月に「農福連携全国都道府県ネットワーク」が発足し、農福連携の取組を定着・拡大させていく必要があります。

○　県教育委員会では、計上の誤りにより、障害者雇用率を大幅に下方修正することとなり、法定雇用率を大きく下回っています。

【取組の方向性】

○　就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を推進します。

　■　障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大

　■　職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持

　■　新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進

○　障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。

○　障害福祉施設利用から一般就労を希望する障害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる支援を行い、ハローワークを通じた一般就労を促進します。

○　障害者就業・生活支援センターの各障害保健福祉圏域の関係機関による会議やセンター全体の連絡会議等を通じ、圏域内外の連携強化を図り、就労支援や職場定着支援に係るネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進するとともに、センターによる支援体制の整備を図ります。

○　障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。

　具体的には、障害者雇用を希望する企業に研修会、相談会等への積極的な参加を呼びかけます。また、障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等による「あいサポート研修」や、「あいサポート運動企業・団体」認定申請への働きかけを行います。

○　障害者の一般就労を支援する就労移行支援サービスの提供体制の確保や、一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成30（2018）年度から新たに導入された就労定着支援サービスの事業者参入に努めます。

○　障害者の希望や能力を活かせるよう、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用したテレワークの導入等による在宅就業についての情報提供や、在宅における就労移行支援事業等の利用が普及するよう国へ制度要望を行うなど、多様な働き方の導入の推進を図ります。

○　農福連携による障害者雇用を促進するため、農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行い、障害者の就農促進を支援していきます。

○　県や「あいサポート運動企業・団体」の発注と提供できる製品・商品とのニーズのズレを改善・解消するため、県の発注実績の障害者就労施設等への情報提供や、共同受注窓口である広島県就労振興センターによるニーズに適合した物品の企画開発、マーケティング研修等を実施していきます。

○　建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、引き続き、障害者雇用状況の評価を行います。

　　物品・委託役務競争入札参加資格者名簿においては、引き続き障害者雇用状況が確認できるようにするとともに、物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を推進します。

○　引き続き、県職員及び教員の採用試験において身体障害者を対象とした試験を実施し、障害者の就労機会の拡充を図ります。

○　厚生労働省のガイドラインに基づく確認や法定雇用率の達成に向けた障害者雇用などについて、県内市町に助言を行います。

(3)　工賃向上のための取組

【現状】

○　一人暮らしの障害者が１か月に必要とする生活経費を約10万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約35000円を自らの就労による工賃で補う必要がありますが、就労継続支援Ｂ型事業所における月額平均工賃は、平成29（2017）年度実績で16038円に留まっています。

○　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、平成25（2013）年度から毎年度、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでおり、平成29（2017）年度の実績額は、市町分と合わせて約２億4300万円となっています。また、「あいサポート運動企業・団体」に対し、事業所製品の購入等を働きかけるなど、官民一体となった発注拡大等の取組を進めています。

○　各就労継続支援Ｂ型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。

○　このため、平成24（2012）年度から、県内全ての事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を設置し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。

○　また、平成28（2016）年から、（一社）広島県森林整備・農業振興財団に委託して、農業を通じて就労支援を実施している事業所へ農業の専門家を派遣し、農業経営や農業技術に係る指導・助言等を行っています。

○　広島市と連携し、障害者就労施設の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援しています。

【課題】

○　就労継続支援Ｂ型事業所における工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。

○　各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。

○　共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所への支援機能の強化が求められています。

○　「ふれ愛プラザ」の売上額が伸び悩んでいる中、自立的運営に向けて、設置主体である広島県就労振興センターの取組を充実強化していく必要があります。

【取組の方向性】

○　就労継続支援Ｂ型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更し、計画について的確なＰＤＣＡサイクルが実施できるよう取組を進めます。

○　第２期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」（計画期間：平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）の事業所の工賃分析や取組のＰＤＣＡサイクルを踏まえ作成した第３期の工賃向上計画（計画期間：平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）により、事業所の取組を支援し、更なる工賃向上を目指していきます。

【表2の2の8　平均工賃の推移と目標額】

月額（実績）　平成27年度　15939円　平成28年度　15892円　平成29年度　16038円

伸び率（前年度比）　　　平成28年度　99.7％　平成29年度　100.9％

時間額（実績）　平成27年度　204円　平成28年度　204円　平成29年度　216円

伸び率（前年度比）　　　平成28年度　100.0％　平成29年度　105.9％

月額（目標）　平成30年度　16500円　平成31年度　17000円　平成32年度　17500円円

伸び率（前年度比）　平成30年度　102.9％　平成31年度　103.0％　平成32年度　102.9％

時間額（目標）　平成30年度　220円　平成31年度　230円　平成32年度　240円

伸び率（前年度比）　平成30年度　101.9％　平成31年度　104.5％　平成32年度　104.3％

表、終わり。

○　毎年度策定する優先調達方針を県全体で共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により、「あいサポート運動企業・団体」等に対し、情報提供、広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

○　専門家による事業所への個別指導やセミナー等を行う事業所職員のスキルアップ研修の実施や、「ひろしまＳ－１サミット」の開催などを通じて、技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけではなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。

○　共同受注窓口による企業、官公庁等への働き掛け、受注確保、販路開拓、マッチング等の取組により、事業所の受注拡大への支援を行っていきます。

○　（一社）広島県森林整備・農業振興財団から農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行うとともに、広島県就労振興センターと連携して、６次産業化による商品開発等を行うことで、商品力の向上につなげていきます。

○　障害者就労施設等から積極的に物品等を購入している企業・団体について、「あいサポート運動企業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。

○　「ふれ愛プラザ」が行う消費者ニーズに対応した商品の企画開発や品質向上、イベント出展等による商品ＰＲ等の取組を支援していきます。また、平成28（2016）年度に広島県就労振興センター、広島市と連携して作成した「ふれ愛プラザ」活性化実施計画をもとに、自立的運営に向けて、売上額増加に向けた取組を支援していきます。

(4)　職業能力開発の充実

【現状】

○　障害者の態様に応じた多様な職業訓練を実施し、障害者の就職に必要な知識・技能習得を支援することにより、障害者の雇用を促進しています。

【表2の2の9　広島障害者職業能力開発校の定員数（平成30（2018）年）】

CAD技術科　訓練期間 2年　定員　30人　情報ｼｽﾃﾑ科　訓練期間 2年　定員　20人　WEBﾃﾞｻﾞｲﾝ科　訓練期間 2年　定員　20人　OA事務科　訓練期間 1年　定員　　20人　事務実務科　訓練期間 1年　定員　　10人　総合実務科　訓練期間 1年　定員　　30人　ﾁｬﾚﾝｼﾞｺｰｽ（総合実務科）　訓練期間 6か月　定員5人×2回　計　140人

表、終わり。

【表2の2の10　障害者委託訓練定員の推移】

定員　平成26年度　154人　平成27年度　154人　平成28年度　136人　平成29年度　132人　平成30年度　118人

表、終わり。

○　訓練手当については、雇用対策法に基づく職業転換給付制度の給付金の一つとして、広島障害者職業能力開発校等の訓練生に対し、訓練期間中の生活の安定を図るための支援措置として実施しています。

【表2の2の11　支給人数・支給額の推移】

平成26年度　支給人数　85人　支給額　9408万4千円　平成27年度　支給人数　84人　支給額　9060万9千円　平成28年度　支給人数　80人　支給額　9146万円　平成29年度　支給人数　77人　支給額　8715万3千円

表、終わり。

【課題】

○　障害者の就職件数が近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的重度の障害者の就職率の向上を図るため、能力・適性に応じた職業訓練及び生活リズム・対人スキル等職業生活全般に渡る職業能力の習得支援を行うとともに、県内の企業や業界団体等との連携を強化する必要があります。

【取組の方向性】

○　障害の程度や障害者の能力・適性、地域の障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施します。

○　企業訪問や企業を招いた説明会等による企業へ周知・広報活動を行うとともに、訓練生の企業実習の受け入れ等を通じて、県内の企業や業界団体等との連携を強化します。

○　広島障害者職業能力開発校等で職業訓練を受ける障害者に対し、引き続き訓練手当を支給することで訓練受講期間中の生活を安定させ、受講を促進します。

３　情報の保障の強化

《めざす姿》

●　障害者の社会参加の促進を図るため、情報通信技術の活用を促進するなど情報バリアフリー化や日常生活における意思疎通支援体制が充実しています。

(1)　情報バリアフリー化の推進

【現状】

○　県民だよりについては、県立視覚障害者情報センターを通じて、希望者に点字版、テープ・デイジー版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。

　　また、テレビ広報ではクローズドキャプションを挿入しています。

○　県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もが支障なく利用できるようにするためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。

○　県が主催する全県的なイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書等の視覚に障害のある方を対象とした文書については、原則として音声コードの貼付をすることとしています。

【表2の2の12　イベントチラシ等への音声コードの貼付状況】

平成26年度　19種類、　746000部

平成27年度　22種類、　1096000部

平成28年度　20種類、　1268000部

平成29年度　21種類、　1611000部

表、終わり。

○　平成30（2018）年２月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は11市町であり、活字読上げ装置を設置している市町は22市町となっています。

○　情報技術（ＩＴ）を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、障害者ＩＴサポートセンターを設置しています。同センターでは、「障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供事業」、「パソコン講習会開催事業」、「タブレット端末体験会開催事業」、「パソコンボランティア派遣事業」等を実施しています。

○　点字によらなければ日常生活上必要な情報が得られにくい重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳化し、迅速な提供を行っています。

○　社会福祉法人日本盲人会連合から送信された新聞情報等は県立視覚障害者情報センターで点訳し、購読者へ配布しています。

○　県立視覚障害者情報センターでは、主に点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。また、利用者ニーズの変化に対応するため、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」におけるダウンロード等、インターネットによる図書利用の促進や、点字・録音に次ぐ情報形態として「デイジー図書」等の蔵書の充実を図っています。

【表2の2の13　県立視覚障害者情報センターの蔵書状況（平成30（2018）年３月31日現在）】

点字図書 11207冊

カセットテープ図書 11951冊

デイジー図書 9458冊

表、終わり。

○　聴覚障害者情報提供施設として平成29（2017）年１月から運営を開始した広島県聴覚障害者センターにおいて、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・ＤＶＤや情報機器の貸出しを行うなど、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進しています。

【課題】

○　県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格（ＪＩＳ）や総務省の運用モデルに沿って作成しており、ＪＩＳ規格の等級ＡＡをクリアするレベルになっていますが、新たに作成されたページ等について、総務省が提唱する等級ＡＡを維持していくためには全庁的な対応が必要となっています。

○　イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的に行い、各所属の認識を高める必要があります。

○　情報技術に関しては、日々発展を続けており、障害者ＩＴサポートセンターは常に最新の情報を把握して講習等に反映させていく必要があります。

○　情報通信技術（ＩＣＴ）が進展、浸透しつつあるなか、障害者の障害特性や希望に応じた情報提供の強化に取り組む必要があります。また、マラケシュ条約（視覚障害者らの著作物利用を促進）の承認や著作権法の改正の趣旨を踏まえ、発達障害等の視覚による表現の認識に障害のある方への情報利用の円滑化及び機会の確保が求められています。

【取組の方向性】

○　県民だよりの点字版、テープ・デイジー版の送付を継続して実施することとし、テレビ広報のクローズドキャプションについても、継続していきます。

　　また、県ホームページのアクセシビリティについては、操作研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級ＡＡの維持に向けた方針の策定等を検討していきます。

○　研修会や説明会等において、音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、各所属の認識を高めていきます。

○　市町に行政文書等への音声コード貼付及び活字文書読上げ装置設置状況調査を行い、貼付状況を把握するとともに、音声コード貼付及び活字文書読上げ装置の設置を促進します。

○　障害者ＩＴサポートセンターにおいては、引き続き、ＩＴに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿った講習等を実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らＩＴの習得・利活用が行えるよう支援します。

○　利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、ＩＣＴ機器の活用支援を行い、県立視覚障害者情報センターと県立図書館等との連携強化により、視覚による表現の認識に障害のある方々について、特性に応じた読書環境の向上に努めます。また、引き続き、点訳・音訳・デイジー編集等のボランティアの育成を図ります。

○　広島県聴覚障害者センターを通じ、聴覚障害者への情報発信や相談対応、意思疎通支援等の提供体制を充実していきます。

(2)　意思疎通支援の充実

【現状】

○　聴覚障害者の意思疎通支援については、市町において手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、県では、市町内の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、派遣ネットワーク事業を実施しています。

○　視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や、失語症者に対する意思疎通支援者の養成を行っています。

【課題】

○　都道府県と市町との役割分担に沿った効果的な意思疎通支援者の養成及び派遣を実施する必要があります。

【表2の2の14　意思疎通支援者の養成及び派遣等に係る県と市町の役割分担】

意思疎通支援者の養成　実施主体　市町村　手話奉仕員の養成　実施主体　都道府県　手話通訳者の養成　要約筆記者の養成　盲ろう者向け通訳・介助員の養成

意思疎通支援者の派遣　実施主体　市町村　手話通訳者の派遣　要約筆記者の派遣　実施主体　都道府県　複数市町村の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣、市町村が派遣できない場合の派遣　盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

連絡調整　都道府県

表、終わり。

【取組の方向性】

○　県内全ての地域で派遣事業が安定的に実施できるよう、人材の養成・確保、また派遣事業の円滑な実施について取り組みます。

○　障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援体制の整備に努めます。

４　スポーツ、文化芸術活動の推進

《めざす姿》

●　健康で豊かな生活の実現を図るための障害者スポーツや芸術文化活動が活発に行われています。

●　スポーツ・文化芸術活動の実施や参加の支援により、障害者の自己実現を図る機会が充実しています。

(1)　障害者スポーツの推進

【現状】

○　障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の促進に大きく寄与しており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。

○　一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、競技スポーツとしての魅力にも関心が高まっていることから、平成28年（2016年）年１月に、県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会を設立（平成30年（2018年）４月に一般社団法人化）し、「裾野を拡げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。

【表2の2の15　（一社）広島県障害者スポーツ協会の取組】

普及啓発・広報 パラアスリートによる講演会や各種障害者スポーツ体験会の開催、広報誌の発行、障害者スポーツ用品の貸出、ホームページによる情報発信等

選手の育成・強化等　平成28（2016）年10月締結の障害者スポーツ分野における４者協定に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携した、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成、「障がい者スポーツ指導員」の養成、優秀選手等の表彰　等

表、終わり。

【表2の2の16　障害者スポーツ大会の参加者等の推移】

陸上競技大会への参加者数　平成27年度　447人　平成28年度　492人　平成29年度　464人

全国障害者スポーツ大会へ県選手団の派遣　平成27年度　76人　平成28年度　77人　平成29年度　85人

表、終わり。

【表2の2の17　「障がい者スポーツ指導員」養成者数の推移】

「障がい者スポーツ指導員」養成数（初級、中級）（累計）　平成27年度　538人　平成28年度　598人　平成29年度　653人

表、終わり。

【表2の2の18　県立障害者リハビリテーションセンター・スポーツ交流センター（おりづる）利用者の推移】

平成27年度　スポーツ施設　障害者43474人　一般37220人

文化施設　障害者6317人　一般4953人

小計　障害者49791人　一般42173人　合計91964人

平成28年度　スポーツ施設　障害者45532人　一般40792人

文化施設　障害者5770人　一般5367人

小計　障害者51302人　一般46159人　合計97461人

平成29年度　スポーツ施設　障害者46102人　一般39963人

文化施設　障害者6388人　一般6870人

小計　障害者52490人　一般46833人　合計99323人

表、終わり。

【課題】

○　障害のある人もない人も共に、地域において、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加し、これらを楽しむ機会の確保が求められています。

○　バリアフリー化を含む施設の整備等、必要な環境整備の促進を図る必要があります。

○　2020年東京パラリンピックに向けた選手の育成・強化に向け、障害特性を考慮したメディカルサポートの強化、アスリート育成に必要な指導者の養成、競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。

○　本県の障害者スポーツの振興を図るには、一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり、一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。

　　また、障害者スポーツ活動が県内各地において展開されるためには、各市町レベルでの取組が必要です。

【取組の方向性】

○　障害者スポーツ大会や教室の開催等を継続して実施するとともに、障害者スポーツ団体などが実施するスポーツイベントの後援などにより、スポーツへの参加機会の拡大を図ります。

○　県立の社会体育施設や学校体育施設のバリアフリー化等、施設の安心・安全の向上に取り組みます。

○　（一社）広島県障害者スポーツ協会が実施する普及啓発、体験会等の「裾野を拡げる」取組から選手の育成・強化等「競技力の向上」を目指す取組まで一貫した取組を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。

○　（一社）広島県障害者スポーツ協会の安定的な運営や社会的信用を高めるため、当協会の公益法人化に向けた取組を支援します。

○　一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため、一般の公認スポーツ指導者に対して「障がい者スポーツ指導員」養成講習会の受講を働きかけるなど、指導者の一元化を促し、障害の有無に関わらず、県内のスポーツ活動全体を効果的・効率的に推進します。

○　市町と連携しながら、地域におけるスポーツの活動の主要な場となる総合型地域スポーツクラブなどにおいて、障害のある人もない人もともにスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。

(2)　文化・芸術・余暇活動の充実

【現状】

○　絵画、音楽などの文化・芸術活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。

○　障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、県の推奨するキャッチフレーズとコラボしたアートポスターを制作し、各種イベント等での展示を行っています。

○　平成24（2012）年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29（2017）年度以降毎年、障害者が音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。

○　平成28（2016）年度から、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する「広島県アートサポートセンター」を設置しました。芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。

○　「あいサポートアート展」入選作品を題材とした雑貨・文具等の商品化、販売促進の取組を支援しています。

【課題】

○　障害のある人もない人も誰もが等しく文化・芸術を享受し、また創造できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。

○　障害者の中には、日頃から文化芸術活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っていながら、広く県民に知られていません。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進める必要があります。

○　障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでおり、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、こうした取組を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

○　文化・芸術活動に関する情報を幅広く提供し、利用者の立場に立った情報発信を行っていきます。

○　県立文化施設において、誰もが利用しやすい施設になるよう整備を行っていきます。

○　障害者文化芸術活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で文化芸術活動を行う環境を整備する「裾野を拡げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から、文化芸術の振興を図ります。

○　障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」を県内複数の市町での開催や市町巡回展示など、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外への発信を行うとともに、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。

　　また、音楽、演劇等の舞台芸術の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。

○　障害者の文化芸術振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における普及啓発、人材育成、相談支援、指導者派遣、障害者芸術関係者によるネットワーク構築等の取組を通じ、活動基盤の充実を図り、文化芸術振興の環境整備を推進します。

○　障害者の芸術作品を題材とした商品化について、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、商品化、販売促進の取組を支援します。

分野３　保健、医療の充実

１　保健・医療提供体制の充実

《めざす姿》

●　障害の原因となる疾病等を予防し、早期発見・専門治療が可能な保健・医療の提供体制や救急医療体制が整備されています。

●　精神障害、難病や高次脳機能障害など、身近な地域でそれぞれの障害特性や状態に応じた質の高い安定した療養生活を支える体制が構築されています。

(1)　保健活動の推進

【現状】

〔健康増進〕

○　障害の原因となる脳血管疾患や糖尿病など生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導により生活習慣の改善を促し、発症を予防するため、医療保険者は特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

○　生活習慣病の予防のため、市町では健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの健康増進事業を実施しています。

〔精神保健〕

○　精神障害者やその家族からの各種相談に対応するため、専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。

【表2の3の1　専門医や精神保健相談員による相談・訪問指導実施状況（平成28 （2016）年度）】

精神保健福祉相談等の被指導実人員　実人員13964人　人口10万人当たり492.0人　全国平均255.0人

総合精神保健福祉センターにおける相談実人員　実人員　570人

人口10万人当たり　20.1人　全国平均17.6人

保健所、市町等が実施した精神保健福祉訪問指導人員　実人員　2794人

人口10万人当たり　98.4人　全国平均109.5人

表、終わり。

○　平成24（2012）年９月に県内３か所にひきこもり相談支援センターを開設し、ひきこもりに特化した相談業務、普及啓発、訪問指導を行い、関係機関と連携しながらひきこもりに対する支援を行っています。

〔歯科保健〕

○　障害児（者）は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。

○　障害児（者）施設や高齢者施設等において、利用者に対する定期的な歯科健診を実施している施設の割合は、20％台と低い状況です。

【課題】

〔健康増進〕

○　依然として脳血管疾患による死亡割合は高く、糖尿病性腎症による新規透析患者数も増加傾向にあるなど、生活習慣病の発症リスクが高まる壮年期世代で健康づくりが十分できていません。

○　本県では、特定健康診査の受診率が全国に比べて極めて低く、特定保健指導等を通じた生活習慣の改善や、医療機関への早期受診の働きかけが一部に留まっています。

〔精神保健〕

○　平成28（2016）年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、県内でストレスや悩みを抱えている人（49.2％）や、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人（10.5％）の割合は、全国平均（47.7％、10.4％）より高くなっています。

　　一方で、保健所、市町、精神保健福祉センターによる訪問相談件数は多くありません。

○　精神保健福祉分野の新たなニーズに対応した相談体制が不足しています。

○　中高年齢層のひきこもりについては、就労が困難で、自立した生活の実現が難しいので、生活困窮者自立支援対策との連携が必要です。

〔歯科保健〕

○　日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児（者）について、定期的な歯科健診の受診が必要です。

○　障害の状況に応じた対応、要介護者等の摂食嚥下障害の改善や誤嚥性肺炎予防など、専門的な歯科治療及び口腔ケアに対応可能な人材の育成が必要です。

【取組の方向性】

〔健康増進〕

○　健康増進事業などを通じて、壮年期からの健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療を推進していきます。

○　県民一人一人が、進んで特定健康診査及び特定保健指導を受診するよう、医療保険者や医療機関と連携し、受診を促すための取組を積極的に行います。

〔精神保健〕

○　こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。

○　保健所・市町でこころの悩みに関する相談が受けられる体制を拡充するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを通じて、地域の見守りや支え合いの仕組みづくりを強化します。

○　精神保健福祉の総合的な技術拠点である総合精神保健福祉センターにおいて、保健所・市町及び関係機関に対する技術指導・援助及び教育研修等の支援を行うとともに、うつ病、薬物・アルコール依存などの新たなニーズに対する相談指導の充実を図ります。

　　また、「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。

○　平成24（2012）年９月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。

〔歯科保健〕

○　障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、施設職員等への研修等の実施により、障害児（者）についての歯科保健意識を高め、施設等での定期的な歯科健診の実施につなげます。

○　障害児（者）・要介護者等の専門的な治療及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療等が実施できる歯科医師等の養成研修等を行い、障害児（者）に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

(2)　疾病等の予防・治療体制の充実

【現状】

〔救急医療〕

○　入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療は、「病院群輪番制」を基本に、救急告示医療機関も含め、休日・夜間における体制（二次救急医療体制）が確保されています。

　　また、これらの医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対し、24時間365日体制で高度な医療を総合的に提供する救命救急センターが県内７か所に整備されており、三次救急医療体制が確保されています。

〔精神科救急・合併症等〕

○　精神疾患の急性症状に対応するため、広島県と広島市が精神科救急情報センターを共同設置し、関係機関と連携を図りながら精神科救急医療体制を整備しています。

○　平成27（2015）年度ＮＤＢ（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、精神科身体合併症管理加算の算定件数は、人口10万人当たり78.1件で、全国平均（44.1件）よりも高くなっています。

〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕

○　周産期医療について、周産期母子医療センターが県内10か所に整備され、ハイリスクの分娩等に対応しています。

○　本県は、妊産婦死亡率及び周産期死亡率が低く、全国トップレベルの周産期医療水準を維持しています。

○　先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療につなげるため、先天性代謝異常等検査を実施しています。

○　疾患などで長期に療養が必要な児童に対して、保健所における長期療養児療育相談を実施しています。

〔認知症の早期診断体制〕

○　急速な増加が見込まれる認知症疾患に対応するため、「もの忘れ・認知症相談医」（オレンジドクター ）による相談体制を整備するとともに、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」を県内に９か所（広島市が指定した２か所を含む。）設置しています。

○　市町において、認知症の症状がありながら医療・介護に結びついていない人の自宅を訪問してアセスメントし、鑑別診断や適切なサービスへのつなぎを行う認知症初期集中支援チームの設置が進められています。

○　若年性認知症に関しては、平成29（2017）年度に若年性認知症支援コーディネーターを設置し、支援のための相談体制や支援ネットワークの構築等に向けた活動を開始しました。

〔臓器移植の普及啓発〕

○　人工透析を必要とする慢性腎不全患者に対しては、腎移植が極めて有効な治療法ですが、臓器提供者が少ないため、移植希望に応えられていない状況です。

〔肝炎対策の推進〕

○　肝がんの８割以上がＢ型及びＣ型肝炎ウイルスの持続感染に起因しており、感染を認識していない持続感染者に受検を促すため、県や市町では肝炎ウイルス検査を実施し、受検の必要性の普及啓発を行っています。

○　県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性で、診察が必要と判断された者に医療機関への受診勧奨を行うとともに、検査費用の助成等を行っています。また、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を運営し、医療機関・保健所・市町が連携して継続的かつ適切な検査や治療につなげています。

〔医療費の助成等〕

○　障害者の医療費を軽減し日常生活を容易にするため、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）の給付や重度心身障害児（者）医療費公費負担制度を実施しています。

【課題】

〔救急医療〕

○　多くの軽症患者が直接二次救急医療機関を受診することにより、本来受け入れるべき患者が三次救急医療機関に流れることや、救急告示医療機関の数が減少していることから、各圏域の二次・三次の救急医療機関の負担が増大しています。

○　また、患者が急性期を脱した後、在宅に復帰し、または回復期の病棟・医療機関に転院できる環境が十分に整っていないと、二次・三次救急医療機関での入院が続き、結果として新たな患者の受け入れが困難になるといった状況も指摘されています。

〔精神科救急・合併症等〕

○　平成27（2015）年「事業報告」によると、精神科救急情報センターへの相談件数は、1,753件（全国平均1,460件）です。精神疾患と身体合併症を有する患者に対応できる総合病院精神科の確保が必要となっています。

○　精神科救急医療施設と一般救急医療機関との連携及び身体合併症に対応できる総合病院精神科の整備等身体合併患者の医療提供体制の確保について、検討していく必要があります。

〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕

○　分娩できる施設が減少しており、周産期母子医療センターの負担が増加していることから、今後、ハイリスクの分娩への対応が困難になる可能性があります。

○　先天性代謝異常等検査において発見された先天性代謝異常等の疑いのある子供が、早期に精密検査を受ける必要があります。

○　先天性代謝異常等の疾患は、治療が長期にわたることから、保護者に検査や治療などに関する不安があります。

〔認知症の早期診断体制〕

○　認知症を早期に発見し、適切に対応するためには、本人や家族が小さな異常を感じた時に、オレンジドクター等の身近な医療機関に速やかに相談できる体制を充実させていく必要があります。また、歯科医療機関や薬局においても、高齢者等と接する機会が多いことから、認知症の早期発見に向けた対応が期待されています。

○　認知症初期集中支援チームについて、平成29（2017）年度までに全市町に設置されたため、今後はその活動を促進していく必要があります。

○　若年性認知症に関しては、気づきから診断までの期間が平均１年６か月であるなど、症状が進むまで適切な支援を受けていないケースも多くあり、若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐため、幅広い普及啓発に加え、本人・家族が気軽に相談することができる総合的な相談体制の確立が求められています。

〔臓器移植の普及啓発〕

○　人工透析を必要とする慢性腎不全患者に腎移植を実施できるよう、臓器提供者の人数を増やす必要があります。

〔肝炎対策の推進〕

○　少なくとも一生に一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があるにもかかわらず、県民の約６割が未だに受検しておらず、感染を認識していない持続感染者がＢ型では約11000人、Ａ型では約5400人いると推定されているため、受検の必要性の周知及び利便性に配慮した受検機会の拡大等、受検者増加に向けた新たな対策が必要となっています。

○　肝炎ウイルス検査の結果が陽性で、診療が必要と判断された者が医療機関を受診していない、また、Ｃ型肝炎の陽性者については、初診時に半数以上の者がすでに肝炎以上の進行を認めていることから、フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る必要があります。

〔医療費の助成等〕

○　医療費の公費負担制度について、必要な医療を確保しつつ、制度の効率化、安定化に努める必要があります。

【取組の方向性】

〔救急医療〕

○　休日・夜間急患センターなど軽症患者に対応する初期救急医療体制を充実させ、二次・三次救急医療機関が本来担うべき救急医療に支障を来たさないよう、医師会、大学、市町等の関係機関と連携し、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供できる体制の充実を図ります。

○　急性期を脱した患者が、回復期の病棟・医療機関に転院でき、更に介護施設や在宅において適切な療養生活を送ることができるよう、医療及び介護サービスとの連携体制構築に努めます。

〔精神科救急・合併症等〕

○　24時間365日の精神科救急医療と精神疾患で身体合併症を有する患者への適切な医療を提供できるよう、引き続き体制の確保を図ります。

○　身体合併症及び自殺未遂者へ対応する精神科救急医療の確保について、精神科救急医療施設と一般救急医療機関等との連携も含めた体制の構築を進めます。

〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕

○　質の高い周産期医療の提供体制の確保及び充実強化のため、周産期母子医療センターの運営及び機能強化への支援を行うとともに、周産期医療施設相互における連携体制や搬送受入体制の強化を図り、周産期医療体制の維持に努めます。

○　先天性代謝異常等検査体制の充実により、子供の障害の原因となる疾患を早期に発見し、早期に適切な治療をすることで障害の予防に努めます。

○　保護者の不安を軽減するため、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援を行う「ひろしま版ネウボラ」など子育て世代包括支援センターや保健所等が実施する長期療養児療育相談において、適切な支援を行っていきます。

〔認知症の早期診断体制〕

○　引き続き、市町や医療関係団体と連携し、医療従事者に対する認知症対応力向上研修の開催、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、オレンジドクター制度の継続的な運用等を通じ、地域における医療支援体制の充実を図ります。また、歯科医師や薬剤師においても、高齢者等と接する中で認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との連携が進むよう、研修に取り組みます。

○　認知症初期集中支援チームの活動を促進するため、市町に対する情報提供やチーム員の研修等を実施します。

○　産業医との連携による若年性認知症の早期発見等の早期診断・受診につながる取組とともに、若年性認知症に関する各種相談や支援ネットワークの構築等に当たる若年性認知症支援コーディネーター等や若年性認知症コールセンターに係る情報を県民及び医療機関をはじめとした関係機関に周知を図るなど普及啓発を進め、若年性認知症になった人が早い段階で相談が受けられ、適切な支援に結びつくよう、環境整備に努めます。

〔臓器移植の普及啓発〕

○　人工透析を要する慢性腎不全患者の根治療法である腎移植を推進するため、県民に臓器移植についての普及啓発に努めます。

〔肝炎対策の推進〕

○　様々なチャネルを利用して肝炎ウイルス検査の必要性を広報し、受検を促進します。特に、肝炎ウイルス検査を受ける機会の少ない就労者が肝炎ウイルス検査を受けやすくするため、健康診断に合わせた検査の実施や受検勧奨を医療保険者や事業主等に依頼します。

○　肝炎ウイルス検査で陽性となった者を適切な肝炎医療につなげるため、県が養成した「ひろしま肝疾患コーディネーター」の役割や病気・制度について分かり易くまとめた「健康管理手帳」を活用した受診勧奨を行うとともに、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」により継続的に受診確認を行います。

〔医療費の助成等〕

○　障害者に対する医療費の給付や助成制度等の適切な実施を図るとともに、各種制度について広報媒体を通じた周知を実施していきます。

(3)　専門的な医療の提供

【現状】

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

○　県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価等幅広い分野における障害者支援機能を有する施設として、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。

【表2の3の2　県立障害者リハビリテーションセンター利用状況の推移】

医療センター　日平均入院患者数　平成27年度126人　平成28年度130人　平成29年度　133人医療センター　外来患者数　平成27年度　53291人　平成28年度　53523人　平成29年度56774人

若草園　月平均入園児　平成27年度45人　平成28年度　44人　平成29年度　47.6人

若草療育園　月平均入所者　　平成27年度53人　　平成28年度53人　平成29年度53人

あけぼの　月平均入所者　平成27年度46人　平成28年度49人　平成29年度55人

表、終わり。

○　高度な障害者医療を担う中枢拠点病院機能、高次脳機能障害や脊髄損傷など新たな医療ニーズに対応する機能を強化するとともに、耐震化・老朽化への対応を図るため医療センターの施設整備を行い（平成27（2015）年度リニューアル）、高次脳機能センターにおいても40床を専門病床とする機能拡充を図りました。

〔精神科専門医療〕

○　精神疾患には、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）、高次脳機能障害、摂食障害などが含まれます。

○　精神疾患を有する患者数は増加傾向にあり、入院と通院患者を合わせて平成29（2017）年度には60471人となっています。

○　児童・思春期精神医療に係る診療報酬の施設基準「児童思春期精神科入院医療管理料」を届け出ている医療機関は１か所、「児童思春期精神科専門管理加算」を届け出ている医療機関は２か所となっています。

○　平成29（2017）年度から、依存症については、治療拠点機関、専門医療機関を指定し、必要時に適切な医療を受けることができる体制の整備を図っています。

〔発達障害の専門医等の確保〕

○　本県の発達障害の診療を行っている医療機関については、県ホームページで情報提供を行っており、医療機関数、医師数は徐々に増加しています。しかし、発達障害の診療が一部の専門医に集中し、初診の待機期間の長期化が生じている状況にあります。このため、地域における医療支援体制の整備に向けて、初期の診療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各障害保健福祉圏域において、各医療機関の医療機能を明確化し、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関が連携したネットワークの構築に取り組んでいます。

　また、東部地域での重症心身障害児（者）の入所・在宅支援や発達障害児（者）への支援ニーズに対応するため、県立福山若草園の移転整備により、診療体制の強化等を図っています。

〔難病対策の推進〕

〇　発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な難病であって長期の療養を必要とする難病のうち、客観的な判断基準が確立し、かつ、患者数が人口の0.1％程度である指定難病については、治療が困難で、かつ、医療費も高額となることから、医療費の公費負担を行っています。

〇　難病患者に対し、必要な難病医療及び各種支援が円滑に提供されるよう、難病の患者への支援策等の実施、評価及び改善を通じて難病の医療提供体制を構築することとしており、難病診療連携拠点病院、各疾患分野の難病診療分野別拠点病院及び難病診療協力病院を指定しています。

【課題】

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

○　県立障害者リハビリテーションセンターは、高度な障害者医療の中枢拠点として広範な医療ニーズに応えるとともに、医療技術の進歩等により増加が見込まれる重症・重度心身障害児（者）の入所ニーズや在宅支援機能の整備に取り組む必要があります。

〔精神科専門医療〕

○　精神疾患に加えて、精神科救急、自殺未遂者への精神科医療も含めて、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める必要があります。

○　児童・思春期の心の問題や、児童・思春期に発症する摂食障害に対して専門的な診療を行う医療機関は不足していると考えられます。

○　専門医療機関がない圏域があり、圏域によっては医療が受けにくいと考えられます。

〔発達障害の専門医等の確保〕

○　発達障害のある方が、身近な地域において適切に診察、診断、助言を受けることができる医療支援体制を整備する必要があります。

○　発達障害児（者）が乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、必要に応じて医療や支援を受けることができる関係機関の連携体制を整備する必要があります。

〔難病対策の推進〕

○　難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。

○　できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を整えるとともに、難病患者及び家族が、地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、治療と就労の両立を支援する体制、病状増悪などにより緊急に入院が必要となった際の受け入れ医療機関情報を提供できる体制が必要です。

【取組の方向性】

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

○　発達障害に係る診療体制整備やＮＩＣＵ退院児を含めた重症・重度心身障害児（者）の入所ニーズへの対応、更にレスパイト等に対応した短期入所及び通所サービス等在宅支援の強化のため、県立医療型障害児入所施設の整備（わかば療育園の移転、若草園、若草療育園の改修）に取り組みます。

〔精神科専門医療〕

○　精神疾患等の医療連携体制については、統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、ＰＴＳＤ、高次脳機能障害、摂食障害、災害精神医療などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、各医療機関の医療機能を明確化し、地域連携拠点機能及び県連携拠点機能の強化を図っていきます。

○　児童・思春期精神疾患及び摂食障害の専門的な医療を行う医療機関が不足しているという課題を精神科医療、福祉、行政等関係者間で共有し、その解決に向けた有効な取組について検討します。

○　専門医療機関がない圏域内の精神科病院へ依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携ができるよう、引き続き行政から働きかけを行います。

　また、治療拠点機関、専門医療機関を核とした医療提供体制の整備を図ります。

〔発達障害の専門医等の確保〕

○　身近な地域における発達障害の医療支援体制を確保するため、医師や医療スタッフの養成研修を実施するとともに、各障害保健福祉圏域において、拠点機能医療機関を核とした発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害児（者）が必要な支援に円滑につながる体制を整備していきます。

　　また、発達障害児（者）の個々の特性に応じて、適切な医療が受けられるよう、医療機関の情報を県のホームページで公表し、県民への情報提供の充実を図ります。

○　発達障害児（者）がライフステージを通じて、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けることができるよう、地域のかかりつけ医と専門医療機関や、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。

〔難病対策の推進〕

○　難病患者は、長期にわたる継続治療に加え、緊急の場合の的確な専門医療が必要であるため、難病診療連携拠点病院と難病診療分野別拠点病院との連携を強化するとともに、県内各市町、各保健所が連携した、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図ります。

　　また、ハローワーク等と連携して難病患者の就労と治療の両立を支援していきます。

○　医療従事者等に対する難病研修会を行い、新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。

(4)　地域リハビリテーションの推進

【現状】

○　障害者や高齢者が、住み慣れた地域で生涯にわたり生き生きと暮らしていくため、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関等が協力し合って行う地域リハビリテーションの重要性はますます高まっています。

○　地域リハビリテーション推進事業で指定している県リハビリテーション支援センターと広域支援センター、サポートセンターの体制を活かしながら、障害のある人々の自立や社会参加及び高齢者の介護予防と生活の質の向上を支援し、県内の地域包括ケア体制の推進に努めています。

○　地域におけるリハビリテーションの必要性が浸透していないため、リハビリテーション専門職が市町の地域ケア会議等に参加することが少ない状況にあります。

○　介護予防・重度化防止を実践するリハビリテーション専門職を養成するため、地域におけるリハビリテーションの視点で障害のある人々及び高齢者の生活を支援するための研修を実施しています。

【課題】

○　市町や地域包括支援センターの介護予防や自立支援の取組が今後ますます進んでいくことにより、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請の増加が見込まれます。

○　リハビリテーション専門職の派遣体制の構築を図るために、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンター等との連携が必要です。

○　リハビリテーション専門職の多くは、医療機関や介護保険施設等に所属しているため、地域において生活支援の視点で指導ができる人材の確保が十分でない状況です。

○　リハビリテーション専門職が地域活動に参加していくには、所属する施設等の協力が必要です。

【取組の方向性】

○　市町や地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請に対応するため、サポートセンターの数を増やし、職能団体等との連携により派遣体制の構築を図ります。

○　県のホームページなど様々な広報媒体により派遣体制等の情報を提供し、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンターとの連携の推進を図ります。

○　リハビリテーション専門職が地域におけるリハビリテーションの視点で指導を行うための研修を引き続き実施するとともに、職能団体との連携により、地域活動に携わるリハビリテーション専門職の人材を育成し、資質の向上を図ります。

○　市町や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等にリハビリテーション専門職が積極的に参加するため、所属する施設等の理解と協力が得られるよう働きかけていきます。

２　療育体制の充実

《めざす姿》

●　障害児及びその家族に対する早い段階から必要な相談支援や専門性の高い療育体制が充実しています。

●　県内のどこに住んでいても日常的な育児相談や専門的な発達支援を受けられるよう、重層的な発達支援体制が確立しています。

【現状】

○　平成24（2012）年４月の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれていた施策体系が児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所支援に一元化されています。

○　県内の障害児通所支援事業所数は、児童発達支援センター18、児童発達支援120、医療型児童発達支援４、放課後等デイサービス384、保育所等訪問支援32となっています。

　また、平成30（2018）年４月から、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障害児等について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を提供する「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

【表2の3の3　障害児通所支援事業所数（平成30（2018）年４月１日現在）】

広島圏域　事業所数276　うち、児童発達支援（センター）6　児童発達支援（センターを除く）45　医療型児童発達支援2　放課後等デイサービス199　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援6

広島西圏域　事業所数40　うち、児童発達支援（センター）2　児童発達支援（センターを除く）2　医療型児童発達支援0　放課後等デイサービス27　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援2

呉圏域　事業所数41　うち、児童発達支援（センター）1　児童発達支援（センターを除く）13　医療型児童発達支援0　放課後等デイサービス23　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援2

広島中央圏域　事業所数47　うち、児童発達支援（センター）1　児童発達支援（センターを除く）9

医療型児童発達支援1　　放課後等デイサービス31　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援4

尾三圏域　事業所数50　うち、児童発達支援（センター）3　児童発達支援（センターを除く）16

医療型児童発達支援0　　放課後等デイサービス22　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援6

福山・府中圏域　事業所数108　うち、児童発達支援（センター）4　児童発達支援（センターを除く）32　医療型児童発達支援1　放課後等デイサービス75　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援11

備北圏域　事業所数20　うち、児童発達支援（センター）1　児童発達支援（センターを除く）3　医療型児童発達支援0　放課後等デイサービス7　居宅訪問型児童発達支援0　　保育所等訪問支援1

計　事業所数582　うち、児童発達支援（センター）18　児童発達支援（センターを除く）120

医療型児童発達支援4　放課後等デイサービス384　居宅訪問型児童発達支援0　保育所等訪問支援32表、終わり。

○　医療型障害児入所施設及び療養介護事業所は、次の表のとおりとなっています。

【表2の3の4　医療型障害児入所施設及び療養介護事業所の状況】（平成30（2018）年４月１日現在）

広島圏域　重症児・者福祉医療施設鈴が峰　定員数100人

広島西圏域　重症児・者福祉医療施設原　定員数53人　広島西医療センター　定員数120人

呉圏域

　ときわ呉　定員数50人

広島中央圏域　若草療育園　定員数53人　若草園　定員数62人　わかば療育園　定員数50人　賀茂精神医療センター　定員数　100人

尾三圏域　なし

福山・府中圏域　福山若草園　定員数54人

備北圏域　子鹿医療療育センター　定員数80人

計722人表、終わり。

【表2の3の5　医療型短期入所事業所の状況】（平成30（2018）年４月１日現在）

広島圏域　2事業所　広島西圏域　2事業所　呉圏域　1事業所　広島中央圏域　3事業所　尾三圏域　なし

福山・府中圏域　1事業所

備北圏域　1事業所

計　10事業所表、終わり。

○　地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、未設置の市町があります。

○　保育所等訪問支援も、全ての市町では実施されていない状況です。

○　児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも１か所以上ありますが、事業所のない市町があります。また、事業所のサービスの質や内容に格差があるとの指摘があります。

○　医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児が増加しています。

○　一方、医療的ニーズの高い重症心身障害児を主に支援する事業所が少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていません。

○　障害児等療育支援事業を実施する施設において、在宅の障害児等に対し訪問・外来による療育や相談に応じるとともに、保育所等施設に対する療育技術への助言を行っています。

○　地域の保育所や放課後児童クラブにおいて、障害児を受け入れる施設への支援を実施しています。

【表2の3の6　障害児保育実施状況（各年度３月末現在）】

実施保育所数　平成28年度　443か所　平成29年度集計中

受け入れ児童数　平成28年度1630人　平成29年度集計中

表、終わり。

【表2の3の7　放課後児童クラブ実施状況（各年度５月１日現在）】

障害児受入クラブ数　平成29年度466か所　平成30年度449か所

登録障害児童数　平成29年度1439人　平成30年度1347人

表、終わり。

【課題】

○　児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す必要があります。

○　障害児が各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制が必要です。

○　障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。

○　障害児通所支援事業所及び障害児入所施設については、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適正化を図る必要があります。

○　発達に課題があるものの保護者の障害受容が難しいなどの理由により、個別給付の申請に十分な時間をかけて支援することの必要なケースや、地域に利用できるサービスが無いことなどにより、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースへの支援も必要です。

○　保育所や放課後児童クラブにおける障害児への支援が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

○　児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの整備を促進します。

○　障害児入所施設については、専門的機能の強化を図った上で、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関となるよう、短期入所や親子入所等の実施体制の整備を促進します。

○　地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害児福祉計画や障害児のニーズ等に沿った整備を進めるため、各市町の障害児福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。

○　児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等における支援の質の向上と内容の適正化に向けて、事業者等に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、県ホームページ等を通じて各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。

○　発達に課題のある子供の相談ニーズが増加する中、広島版ネウボラで把握された支援の必要な「気になる子供」や育児に不安を抱く養育者に対する支援が求められていること等から、各圏域における児童発達支援センター等が、その専門的機能を活かし、保育・母子保健との十分な連携を確保しつつ、早期に適切な助言、支援を行うとともに、地域の保育所、小学校等に対する専門的支援ノウハウの提供等や療育の効果を実感し個別給付につなげる等、各圏域における児童発達支援センター等を中核とした地域支援機能を強化していきます。

○　障害児が地域の子供同士の触れ合いの中で健やかに育つよう、保育所や放課後児童クラブにおける支援の充実を図ります。

３　医療と福祉の連携

《めざす姿》

●　医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが継続的・一体的に提供され、住み慣れた地域で、安心して生活できる地域包括ケアシステムが構築され有効に機能し続けています。

●　多職種連携により地域生活への移行がスムーズに行われ、障害者やその家族も安心して在宅で生活を続けることができる体制が整っています。

(1)　地域生活への移行支援

【現状】

○　平成27（2015）年度「精神保健福祉資料」によると、本県の１年未満入院者の平均退院率は70.2％で、全国平均（71.7％）より少し低い状況ですが、在院期間５年以上かつ65歳以上の退院患者数は人口10万人当たり11.3人で、全国平均（7.9人）より高い状況です。

○　平成28（2016）年度ＮＤＢ（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、３か月時点再入院率は25.0％で、全国平均（25.0％）と同じ値になっています。

○　本県の退院患者平均在院日数は279.6日で、全国平均（295.1日）より短くなっています。

○　高次脳機能障害者やその家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させるため、県の中核施設である「広島県高次脳機能センター」を運営するとともに、地域において「広島県高次脳機能地域支援センター」を指定し、高次脳機能障害に係る相談対応を行っています。

○　高齢者や障害者が、矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、広島県地域生活定着支援センターが、保護観察所等の関係機関と協働し、帰住先や福祉サービスの利用を調整するなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。

【課題】

○　県内において、精神科病院の入院者等の退院を促進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行うことが必要です。

○　高次脳機能障害者の社会復帰に向けた支援が不足しています。

○　広島県地域生活定着支援センター職員の専門的知識の向上と、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、行政等との連携が求められています。

【取組の方向性】

○　県及び各圏域において、地域包括ケアシステム連絡調整会議の設置を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行います。

○　地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備があれば退院できる精神科病院入院者に対して、地域で安心して生活できるよう支援をできる仕組みを作ります。

○　県立障害者リハビリテーションセンターに設置された県の中核施設である広島県高次脳機能センターを中心に、保健・医療・福祉・労働の各分野との連携強化を図りながら、高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援に取り組みます。

○　広島県地域生活定着支援センターは、矯正施設を退所する高齢者や障害者が地域生活に移行する際の事前準備や受入先の調整、保護観察所や関係機関等との連絡調整を行うことで、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行います。

(2)　高齢期における地域包括ケアシステムの強化

【現状】

○　県では、市町への支援を行い、平成29（2017）年度末までに県内125の全ての日常生活圏域において地域包括ケアシステムが概ね構築されています。

○　団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向けて単独世帯や認知症を有する者の増加が見込まれているため、地域において高齢者のニーズや状態に応じたサービスを継続的・一体的に提供する地域包括ケアシステムを更に強化する必要があります。

【課題】

○　医療や介護サービス資源が限られている中山間地域や、資源は充実しているものの、高齢化により介護需要の急増が見込まれる都市部など、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを強化させていくことが必要です。

○　今後とも地域包括ケアシステムが継続されていくよう、構築状況についての評価の視点や評価指標を、適時、見直していくことが必要です。

○　市町や地域包括支援センターには、地域ケア会議の役割や手法が十分に理解されていないところもあるため、地域ケア会議が積極的に開催されていません。また、開催された場合であっても、地域ケア会議の５つの機能（「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」）のうち、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」及び「政策形成」については、十分でない状況にあります。

○　地域包括ケアシステムの強化に当たっては、地域包括支援センターの機能強化が必要となりますが、介護予防支援（介護予防ケアプラン作成等）業務に多くの時間が費やされ、包括的支援事業が十分に行えていない状況となっているため、職員配置及び業務執行体制を見直すことも必要です。

○　介護支援専門員だけではなく、地域住民や事業所等に対し、介護予防や自立支援に関する理解を促進していく必要があります。

【取組の方向性】

○　地域包括ケアシステムの強化に向け、県、県保健所、県地域包括ケア推進センターが役割分担と連携を図ることにより、在宅医療・介護連携の推進、地域包括支援センターのケアマネジメント機能の強化、介護予防の推進、地域住民など多様な主体が提供する生活支援サービス等の充実、専門職や住民の意識啓発など、地域の実情に応じた各市町の取組を支援します。

○　地域包括ケアシステムの評価の視点や評価指標を、適時、見直します。また、市町が評価指標を活用しながら関係者と協議し、自ら地域包括ケアシステムの構築状況を確認・検証していくよう支援するとともに、日常生活圏域単位の評価を継続的に行い、地域包括ケアシステムを強化していきます。

○　地域ケア会議の役割や手法などについて、地域包括支援センター職員等の理解を促進し、地域ケア会議の運営、進め方などに係る技術の向上を図った上で、会議が積極的に開催されるとともに、市町、地域包括支援センターが地域ケア会議の５つの機能を着実に実施するよう、必要な助言・支援をします。

○　市町や地域包括支援センターが地域包括支援センターの事業について評価し、必要な措置を講じることができるよう助言・支援をします。

○　市町が地域住民や事業所等に対し、介護予防や自立支援に関する理解を更に促進していくよう必要な助言・支援をします。

○　専門性の高い認知症医療提供体制を確保し、早期診断の推進と適切な医療の提供を推進するとともに、かかりつけ医（オレンジドクター）や認知症疾患医療センター等の専門医療機関と地域包括支援センター、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が認知症の患者情報を共有し、適切な医療・介護サービスが確実に提供できる仕組みづくりに取り組み、そのツールとしての地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」の普及を促進します。

４　医療的ケア児支援体制の整備

《めざす姿》

●　医療的ケアを日常的に必要とする障害児とその保護者が、在宅で安心して生活できる支援体制が整っています。

(1)　医療・福祉支援体制

【現状】

○　ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、退院して地域で生活するケースが増加しています。

　厚生労働省の推計によると、平成28（2016）年10月１日現在、広島県内の医療的ケア児数（推計値）は422人となっており、広島県及び７障害保健福祉圏域において、在宅の医療的ケア児が関連分野での支援が受けられるよう関係機関で構成する協議の場を設置しています。

○　医療型の短期入所及び通所サービス事業等の障害福祉サービスについては、人員配置や施設基準など法的規制、また、医療職等の専門資格の人材の確保も必要であるため、新規の事業開設が難しい状況にあります。

○　県立の医療型障害児入所施設として、東広島市に３施設（わかば療育園、若草園、若草療育園）、福山市に１施設（福山若草園）を設置しています。このうち、福山若草園は、県東部地域の重症心身障害児療育の唯一の入所機能を持つ拠点としての役割を果たすため、平成27（2015）年度に新築移転し、利用者のニーズに対応した機能の強化を図っています。

【課題】

○　地域へ帰られた後においても、ＮＩＣＵ等基幹病院への依存度は高く、成人期以降も当該病院へ通院するなど、地域の医療機関への移行が進んでいない状況にあります。また、訪問看護では、地域的な偏在はあるものの、多くが高齢者を対象としているため、小児に対応できない事業所も多く、医療的ケア児の居住実態等に合わせた、地域で安心して生活できる環境の整備が必要です。

○　施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草園、若草療育園）については、療育環境の改善を図るとともに、医療的ケア児を含めた重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化が必要です。

【取組の方向性】

○　県立医療型障害児入所施設の整備（わかば療育園の移転、若草園、若草療育園の改修）のほか、医療機関等を活用し、医療的ケア児を含めた重症・重度心身障害児（者）の入所や短期入所の定員の確保を図ります。

○　社会福祉整備費補助金等において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所などを優先的に採択し、通所サービス事業の拡充を図ります。

○　医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう、ＮＩＣＵ等基幹病院と地域の小児科医療機関や訪問看護の連携の促進、医療的ケア児に関する研修等を通じた人材育成など、様々な課題について、引き続き、広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会及び７障害保健福祉圏域のブロック会議で協議していきます。

(2)　成人期移行に向けた支援体制

【現状】

○　医療的ケア児の増加に伴い、今後、学齢期から成人期へ移行する障害者に対するライフステージに応じた支援のあり方が求められています。

【課題】

○　地域において医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関によるライフステージに応じて必要となる支援を円滑に受けられる体制の整備を進める必要があります。

○　医療的ケア児の学齢期から成人期への移行に伴い、小児科から内科への医療支援体制の移行、家族等介護者の高齢化による在宅から施設入所など、円滑な成人期移行に向け課題や支援ニーズを把握・整理する必要があります。

【取組の方向性】

○　保健、医療、福祉、教育等の関連分野における医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーターの養成等、支援の充実を図ります。

○　ＮＩＣＵ等基幹病院への依存度は高く、成人期以降も当該病院へ通院するなどの現状を踏まえ、広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会や広島県医師会を通じ、内科への移行に向けた研修の検討、また、市町へ配置された医療的ケア児等コーディネーターを通じた地域の医療・福祉支援体制を促進します。

(3)　災害発生時の医療支援体制

【現状】

○　救急搬送や大規模災害発生時等に備え、医療的ケアが必要な障害児に対し、迅速に対応できる医療機関間の情報（データベース）の共有が求められています。

【課題】

○　医療的ケアが必要な障害児の情報共有化はもとより、医療機器や酸素等の医療サービス系のリース会社との情報連携、避難情報の把握等、必要な支援が適切に対応できるような支援情報の共有化が必要です。

【取組の方向性】

○　厚生労働省がシステム化を予定している医療的ケア児医療情報共有サービスの推進に努めます。

分野４　地域生活の支援体制の構築

１　福祉サービス等の提供

《めざす姿》

●　障害者の性別、年齢、障害の特性に配慮し、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営むことができるよう、多様なサービスが提供できる障害福祉サービス等の基盤が整備されています。

(1)　地域生活支援拠点等（システム）の整備

【現状】

○　障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設入所又は病院からの地域移行を進め、地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市町による関係機関と連携した取組を支援することにより、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を備えた地域生活支援拠点等（システム）の整備を促進しています。

○　各市町においては、平成29（2017）年度に地域生活支援拠点等（システム）の整備工程を明らかにしたロードマップを作成し、計画的な整備に取り組んでいます。

【課題】

○　地域生活支援拠点等（システム）は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、市町の自立支援協議会等で十分協議するなど、地域合意を得て整備を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

○　地域共生社会の実現に向けた障害福祉サービス等による支援体制づくりとして、地域生活支援拠点等（システム）整備のロードマップが着実に実行され、障害者等の地域生活を支える地域システムとして稼働するよう、アドバイザーの派遣、市町協議会事務局連絡会議、先進事例説明会等を通じて、市町の取組を支援していきます。

(2)　訪問系のサービスの確保

【現状】

○　県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、訪問系サービスの事業者数は居宅介護で570事業所、重度訪問介護542、行動援護66、同行援護154、重度障害者等包括支援１事業所となっています。

【表2の4の1　訪問系サービスの事業所数（平成30（2018）年４月１日現在）】広島圏域　居宅介護　317　重度訪問　305　行動援護　13　同行援護　53　重度包括　0広島西圏域　居宅介護22　重度訪問20　行動援護1　同行援護9　重度包括0

呉圏域　居宅介護48　重度訪問44　行動援護6　同行援護20　重度包括0広島中央圏域　居宅介護33　重度訪問33　行動援護12　同行援護15　重度包括0尾三圏域　居宅介護47　重度訪問45　行動援護9　同行援護23　重度包括0福山・府中圏域　居宅介護85　重度訪問78　行動援護23　同行援護28　重度包括1

備北圏域　居宅介護18　重度訪問17　行動援護2　同行援護6　重度包括0計　居宅介護570　重度訪問542　行動援護66　同行援護154　重度包括1

表、終わり。

○　平成30（2018）年度から、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの制度が創設されました。

【課題】

○　県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。

○　難病患者等については、障害福祉サービスの利用が少ない状況にあります。

【取組の方向性】

○　事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知や人材育成を図り、事業者の参入を促進します。

○　中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保を促進します。

○　難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨を引き続き周知していきます。

(3)　日中活動の場の充実

【現状】

○　県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、日中活動サービスの事業者数は生活介護で238、宿泊型自立訓練４、自立訓練（機能訓練）３、自立訓練（生活訓練）22、自立生活援助１、就労定着支援１、就労移行支援80、就労継続支援Ａ型88、就労継続支援Ｂ型307、療養介護11事業所となっています。

【表2の4の2　日中活動系サービス事業所数（平成30（2018）年４月１日現在）】

広島圏域　生活介護84　宿泊型自立訓練1　自立訓練（機能）1　自立訓練（生活）9　自立生活援助0　就労定着支援1

就労移行支援26　就労継続支援Ａ型45　就労継続支援Ｂ型124　療養介護1広島西圏域　生活介護15　宿泊型自立訓練0　自立訓練（機能）0　自立訓練（生活）1　自立生活援助0　就労定着支援0　就労移行支援1　就労継続支援Ａ型3　就労継続支援Ｂ型13　療養介護3　呉圏域　生活介護22　宿泊型自立訓練0　自立訓練（機能）0　自立訓練（生活）3　自立生活援助0　就労定着支援0

就労移行支援10　就労継続支援Ａ型6　就労継続支援Ｂ型31　療養介護1広島中央圏域　生活介護27　宿泊型自立訓練0　自立訓練（機能）1　自立訓練（生活）3　自立生活援助0　就労定着支援0　就労移行支援11　就労継続支援Ａ型5　就労継続支援Ｂ型24　療養介護4

尾三圏域　生活介護25　宿泊型自立訓練2　自立訓練（機能）0　自立訓練（生活）3　自立生活援助1

就労定着支援0　就労移行支援16　就労継続支援Ａ型6　就労継続支援Ｂ型39　療養介護0

福山・府中圏域　生活介護51　宿泊型自立訓練1　自立訓練（機能）0　自立訓練（生活）2　自立生活援助0

就労定着支援0　就労移行支援14　就労継続支援Ａ型21　就労継続支援Ｂ型64　療養介護1備北圏域　生活介護14　宿泊型自立訓練0　自立訓練（機能）1　自立訓練（生活）1　自立生活援助0　就労定着支援0　就労移行支援2　就労継続支援Ａ型2　就労継続支援Ｂ型12　療養介護1計　生活介護238　宿泊型自立訓練4　自立訓練（機能）3　自立訓練（生活）22　自立生活援助1　就労定着支援1　就労移行支援80　就労継続支援Ａ型88　就労継続支援Ｂ型307　療養介護11

表、終わり。

○　障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及びグループホームを実施しています。

【課題】

○　県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。

○　施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスを充実させる必要があります。また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。

○　日中活動系サービスは、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。

【取組の方向性】

○　サービス等の提供体制については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量を確保するため、市町や関係機関等と連携を図ります。

○　地域で不足する日中活動系サービス事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害福祉計画に沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて、市町が上乗せ補助を行う予定の整備は補助金の優先採択を行います。

(4)　地域生活を支えるサービス等

【現状】

〔市町地域生活支援事業の促進〕

○　市町では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの研修・啓発事業等の必須事業に併せ、利用者ニーズに応じて、福祉ホームや日中一時支援、社会参加支援など多種多様な任意事業を地域の実情に応じ実施しています。

〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

○　身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成給付するとともに、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行っています。

（コラム）

○身体障害者補助犬法は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

具体的には、補助犬育成に係る訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、公共施設、公共交通機関及びデパート、レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことが定められています。

○身体障害者補助犬は、目や耳や手足に障害のある方の生活のお手伝いをする犬のことで、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。

補助犬は特別な訓練を受け、身体障害者補助犬法に基づいて認定されており、障害のある方とともに社会参加し行動を共にすることが認められています。

補助犬は障害のある方のパートナーです。

【表2の4の3　身体障害者補助犬の実働状況】

介助犬　広島県　実働なし　全国　66頭（H30.10.1現在）

聴導犬　広島県　実働なし　全国　67頭（H30.10.1現在）

盲導犬　広島県　27頭（H30.3.31現在）　全国　941頭（H30.3.31現在）

表、終わり。

○　人権啓発行事の「ヒューマンフェスタ」において、身体障害者補助犬の貸与式を実施する等、身体障害者補助犬の意義、役割等について普及啓発活動を行い、理解促進に努めています。

〔軽度・中等度の難聴児支援〕

○　身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の補装具費支給制度対象外となっているため、保護者の負担軽減を図ることを目的に、購入費用の一部を助成しています。

〔思いやり駐車場利用証交付制度の推進〕

○　公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画の適正利用の推進及び当該駐車区画を安心して利用できる駐車環境を提供するため、障害者等、駐車区画の確保に特に配慮を必要とする人に対し「利用証」を交付する「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」を実施しています。

【表2の4の4　思いやり駐車場利用証交付状況〈平成23（2011）年７月１日～平成29（2017）年３月末現在〉】

平成23年度　14766人　平成24年度　9589人　平成25年度　10391人　平成26年度　10355人　平成27年度　10243人　平成28年度11094人　計66438人

表、終わり。

〔運転適性相談の実施〕

○　運転免許取得時・更新時等において、身体障害者等に対し運転適性相談を実施し、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害者は、条件が付されることによって、安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められることで、運転免許を取得できます。

　　また、一定の病気にかかっている人に対しても運転適性相談を実施し、個別に相談を受け、自動車の安全な運転に支障があると思われる人に対しては、専門医又はかかりつけの医師の診断書の提出を求め、運転免許の取得ができるか否か判断するなどの対応をしています。

〔年金・手当等〕

○　障害者の経済的支援を行うため、各種手当等の支給や制度の周知を図っています。

【課題】

〔市町地域生活支援事業の促進〕

○　市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業を実施できるという特性上、市町により実施される事業や事業形態が異なるなど、地域によって相違が生じるとともに、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大していますが、国の財政的補助は十分行われていません。

〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

○　身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）成立後15年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないこと等から、補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていない状況にあります。

〔軽度・中等度の難聴児支援〕

○　幼児期における言語やコミュニケーション能力の向上、または学齢期における学習機会の確保、難聴児の健全な発達等のため、補聴器の装用時期を逸することなく早期装用することが必要です。

〔思いやり駐車場利用証交付制度の推進〕

○　思いやり駐車場の利用対象者が、安心して利用できる駐車環境を整えるため、駐車区画の更なる確保や思いやり駐車場制度の周知を進めることが必要です。

〔運転適性相談の実施〕

○　現行の道路交通法では、身体障害者等が免許を取得・更新する場合、一定の病気等に該当するかどうか判断するため、交付を受けた質問票に必要事項を記載し、提出する必要があり、質問票に虚偽の申告をした場合の罰則規定が設けられています。

　　したがって、一定の病気等の申告や適性相談については、プライバシーの保護に配慮しつつ、窓口対応や相談時において、誤った認識や申告、記載がないよう正確な周知と丁寧な説明が必要となります。

〔年金・手当等〕

○　経済的支援としての障害基礎年金等の給付、特別児童扶養手当や特別障害者手当等の手当制度、保護者が死亡した場合残された障害者の生活と福祉の増進を図るための心身障害者扶養共済制度などがありますが、手当額等が十分でない場合や心身障害者扶養共済制度の将来への不安があります。

【取組の方向性】

〔市町地域生活支援事業の促進〕

○　地域の実情にあった柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、県内市町の状況把握に努め、その取組の情報共有を図るとともに、必要な助言や調整等により、市町の取組を推進します。また、各市町が必要なサービスを安定的に提供するには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。

〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

○　身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発行事のイベント等において、県民へ広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。

〔軽度・中等度の難聴児支援〕

○　軽度・中等度の難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の発達を支援します。

〔思いやり駐車場利用証交付制度の推進〕

○　思いやり駐車場を必要とする方々が、安心して利用できる環境を整備するため、民間事業者等への思いやり駐車場の確保に向けた働きかけや、市町や民間事業者等との連携により、思いやり駐車場制度の周知を図ります。

〔運転適性相談の実施〕

○　警察窓口においては、質問票作成時に個別説明するなどプライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かい案内をすることで、正確な申告を促すとともに、再取得した免許の有効期間や、免許再取得にかかる試験の一部免除などを周知し、身体障害者や一定の病気にかかっている人の社会参加が妨げられないよう配意します。

〔年金・手当等〕

○　必要な手当額等の確保や、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を確保するための助成を、引き続き国に要望していきます。

（コラム）市町地域生活支援事業

○障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町が実施する事業です。

○地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業体系での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。

２　住まいの場の確保

《めざす姿》

●　住宅セーフティネットの構築や住まいのバリアフリー化により、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる住環境が整備されています。

(1)　居住系のサービス基盤の整備

【現状】

○　平成30（2018）年４月１日現在、県内の指定障害者支援施設（施設入所支援）は68施設、共同生活援助（グループホーム） の事業所数は127、短期入所（ショートステイ）の事業所数は171となっています。

【表2の4の5　居住系サービスの施設及び事業所数（平成30（2018）年４月１日現在）】広島圏域　指定障害者支援施設28　共同生活援助（グループホーム）41　短期入所（ショートステイ）57

広島西圏域　指定障害者支援施設4　共同生活援助（グループホーム）9　短期入所（ショートステイ）21呉圏域　指定障害者支援施設3　共同生活援助（グループホーム）12　短期入所（ショートステイ）19

広島中央圏域　指定障害者支援施設13　共同生活援助（グループホーム）14　短期入所（ショートステイ）19

尾三圏域　指定障害者支援施設5　共同生活援助（グループホーム）20　短期入所（ショートステイ）18福山・府中圏域　指定障害者支援施設10　共同生活援助（グループホーム）22　短期入所（ショートステイ）24

備北圏域　指定障害者支援施設5　共同生活援助（グループホーム）9　短期入所（ショートステイ）13

計　指定障害者支援施設68　共同生活援助（グループホーム）127　短期入所（ショートステイ）171

表、終わり。

○　児童福祉法に基づく障害児入所施設等は、平成30（2018）年４月１日現在、福祉型障害児入所施設が９施設、医療型障害児入所施設は８施設、重症心身障害児や肢体不自由児を受け入れる指定医療機関は３か所となっています。

【表2の4の6　児童福祉法に基づく障害児入所施設等（平成30（2018）年４月１日現在）】広島圏域　福祉型障害児入所4　医療型障害児入所1　指定医療機関0広島西圏域　福祉型障害児入所0　医療型障害児入所2　指定医療機関2

呉圏域　福祉型障害児入所0　医療型障害児入所1　指定医療機関0

広島中央圏域　福祉型障害児入所2　医療型障害児入所2　指定医療機関1

尾三圏域　福祉型障害児入所0　医療型障害児入所0　指定医療機関0

福山・府中圏域　福祉型障害児入所2　医療型障害児入所1　指定医療機関0

備北圏域　福祉型障害児入所1　医療型障害児入所1　指定医療機関0

計　福祉型障害児入所9　医療型障害児入所8　指定医療機関3

表、終わり。

【課題】

○　地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホームについて、設置されていない市町もあるなど、サービスを利用しにくい地域があります。

○　障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設においては、経過措置の有効期間（平成32（2020）年度末）後は、障害児入所施設、障害者支援施設、障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行する必要があります。

【取組の方向性】

○　グループホームが不足している地域では、社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用などにより、必要なサービス量の確保に努めます。

○　グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成30（2018）年度から新たに創設された、常勤の看護職員等の配置や短期入所等の体制を備えた「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」への参入について促進を図ります。

○　障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設に関しては、障害者及び障害児の入所の必要量が確保できるように取り組みます。

(2)　住宅の確保

【現状】

○　障害者等が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）・居住の支援を行う団体（支援団体）の登録、居住支援法人の指定及び情報提供を実施しています。

【表2の4の7　広島県あんしん賃貸支援事業登録状況（平成30（2018）年５月末現在）】

協力店　55店　支援団体　1団体表、終わり。

【表2の4の8　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律における居住支援法人の指定状況（平成30（2018）年５月末現在）】

居住支援法人　2団体

表、終わり。

○　県営住宅の一部の住戸で、社会福祉法人がグループホーム等として目的外使用することを認めています。

【課題】

○　広島県あんしん賃貸支援事業について、住宅確保要配慮者へ十分周知が図られていません。

〇　県営住宅をグループホーム等としての使用を認めるに当たっては、消防法令及び建築基準法令上の整理等が必要ですが、平成27（2015）年度の消防法の改正により、より一層使用を認めることが困難な状況になっています。

【取組の方向性】

○　障害者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する支援策等について協議するために設立した広島県居住支援協議会を活用し、効果的な情報を提供することで、事業の周知を図ります。

○　社会福祉法人等から県営住宅の目的外使用における相談があった場合、関係法令の整理等が可能であれば、地域生活を営む場として活用できるよう取り組みます。

３　相談支援体制の構築

《めざす姿》

●　障害者の性別、年齢、障害の特性に応じた様々な相談・助言を行う支援体制が構築されています。

(1)　身近な地域における相談

【現状】

○　市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。

○　地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町等への支援を行っています。

○　基幹相談支援センターは地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援など相談支援の中核的な役割を担うものであり、平成30（2018）年３月末時点で５市（うち広島市は８区全て）が設置しています。

○　障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成27（2015）年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があった全ての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められています。

○　民生委員・児童委員は、地域における身近な相談役として、支援を必要とする人の相談に応じ、関係機関と連絡調整しながら、問題解決に向けて支援を行っています。

【課題】

○　市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。

○　市町の障害者自立支援協議会の運営については、関係機関相互の連携強化のための工夫など効果的な運営を行っている市町がある一方で、協議会の機能が十分活かされていない市町もあります。

○　地域の相談支援の中核的な機関である「基幹相談支援センター」の設置を促進する必要があります。

○　計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。

　　また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。

○　社会福祉に対するニーズの多様化や個人情報保護に関する住民意識の高まり等により、民生委員・児童委員が活動していく上での負担が増加し、民生委員・児童委員の担い手が不足しています。

【取組の方向性】

○　市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。

○　市町協議会事務局連絡会議を開催し、各市町の取組状況や課題等について情報共有を行い、課題解決に向けた検討や相談支援体制のあり方、地域生活支援拠点等（システム）の整備等について協議を行います。

○　基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。

○　市町や広島県民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の存在や役割の重要性について広報します。また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進するため、各地区民生委員協議会を支援するとともに、民生委員・児童委員に対して、新たな課題に対応できる知識・技術を習得するための研修を実施します。

(2)　専門的・広域的な相談支援

【現状】

○　発達障害児（者）に対する相談・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。

○　難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。

○　こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援、市町に対する技術的な支援を行っています。

　　また、こども家庭センターでは、児童虐待、配偶者からの暴力（ＤＶ）、児童の発達の状態など、子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援を実施しています。

○　県立身体障害者更生相談所では、身体障害者への専門的な相談に応じるとともに,補装具、自立支援医療（更生医療）の給付等に係る市町に対する技術的な支援を行っています。

　【表2の4の9　身体障害者の更生相談の状況】　広島市を除く

県立身体障害者更生相談所　相談等実人員　平成27年度3516人　平成28年度3848人　平成29年度3632人

相談件数　平成27年度3311件　平成28年度3736件　平成29年度3547件

判定件数　平成27年度2229件　平成28年度2224件　平成29年度2108件表、終わり。

○　県では、ろうあ者専門相談員を関係６機関に配置し、意思疎通が難しい聴覚障害者の更生援護等の相談に応じています。

【表2の4の10　ろうあ者専門相談員の活動状況（平成29（2017）年度）】

家族関係77件　生活・生計348件　職業職場関係97件　住居62件　健康・医療270件　教育・育児36件　福祉サービス46件　補装具・日常生活用具65件　年金・保険22件　各種制度39件　災害8件　通訳249件

その他77件　計1396件

表、終わり。

○　肝疾患診療連携拠点病院（広島大学病院、福山市民病院）に設置している肝疾患相談室や、保健所、市町窓口、県が養成した「ひろしま肝疾患コーディネーター」が肝炎に関する知識や制度の啓発及び相談応需・支援を行っています。

【課題】

○　発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上等、相談支援の充実を図る必要があります。

○　難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる相談支援体制の提供が求められています。

○　肝疾患相談室や行政窓口、「ひろしま肝疾患コーディネーター」について広く県民に周知するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。

【取組の方向性】

○　発達障害者支援センターは、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等を行うとともに、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。

○　難病患者やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が実施する難病相談会及びピアカウンセリング事業を実施します。

○　こども家庭センターは、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）として、引き続き、子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援を実施していきます。

○　県・市町の保健師、医療機関の看護師及び職域の健康管理担当者等を、肝炎についての知識を習得し肝炎患者等の相談に応じることのできる「ひろしま肝疾患コーディネーター」として養成するとともに、肝疾患相談室とネットワーク化することにより、相談支援体制を強化します。

　また、県民にとって身近な存在である保健所、市町の相談体制を充実することにより、県民への肝炎ウイルス検査の受検促進や受診勧奨について正しい知識の普及啓発を行います。

４　サービスの質の向上等

《めざす姿》

●　福祉サービスの自己評価の促進と、客観的に評価する第三者評価機関の適切な運営の確保によりサービスの質の向上が図られています。

●　質の高い人材育成等により障害福祉サービスの質の向上を図るとともに、人材の確保及び定着支援等の取組を通じて、将来にわたって持続可能なサービス基盤が整備されています。

(1)　質の確保

【現状】

○　県及び市町では、事業者に対して運営基準等の遵守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導しています。

○　事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。

○　障害者総合支援法等の一部改正により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成30（2018）年度から施行されました。

○　就労継続支援Ａ型事業所は、県内で89事業所があり、障害者に雇用契約に基づく就労機会を提供しています。

○　公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を評価しており、第三者評価を推進する組織として「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を県社会福祉協議会に設置しています。

○　医療に関する患者・家族等と医療従事者、医療機関との信頼関係の構築支援と患者サービスの向上を目的として、「広島県医療安全支援センター」を設置し、専門の相談員を配置して、患者・家族等からの医療に対する相談や苦情等を受け付けています。

　　相談件数については、県民の医療に対する関心の高さを背景に、年々増加傾向にあります。

【表2の4の11　広島県医療安全支援センターの相談件数】

平成27年度565件　平成28年度580件　平成29年度704件

表、終わり。

【課題】

○　実地指導の標準化を図るため、市町職員を対象にした研修の実施や、県が実施指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。

○　障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。

○　就労継続支援Ａ型事業所については、平成29（2017）年度から指定（運営）基準等の一部改正が行われましたが、県内では、生産活動の収益で利用者の賃金を賄うという指定基準を満たすことができない事業所が約６割あり、また、経営破たんにより多数の利用者が突然解雇される事案が発生しており、経営の改善等を図る必要があります。

○　第三者評価受審者数が伸び悩んでいるため、第三者評価の有効性を事業者へ周知していく必要があります。

○　医療技術の高度化や多岐に及ぶ相談内容、医療保険制度等の改正などの新しい制度にも対応できるよう、広島県医療安全支援センター相談員の資質向上を図る必要があります。

○　患者と医療従事者、医療機関との信頼関係を醸成するため、患者の要望を真摯に受け止め、必要な情報を提供することや、患者自らが相談できる体制を整え、患者が医療に参加できる環境を作り上げていくことが必要です。

【取組の方向性】

○　実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研修等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働きかけるなど、市町と連携し障害福祉サービスの質の向上を図ります。

○　情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及・啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

○　指定基準を遵守するように就労継続支援Ａ型事業所を指導するとともに、平成30（2018）年11月の広島県障害者自立支援協議会からの就労継続支援Ａ型事業所に係る経営破たん事案の検証報告を踏まえて、指定・指導の審査の適正化や経営支援など再発防止策を検討します。

○　第三者評価が適切に実施されるよう、事業の実施に関する基本方針に基づき、事業の実施状況を把握するとともに、推進委員会へ必要な助言を行います。

○　推進委員会と連携して、事業者への研修会等で第三者評価の必要性や福祉サービスの向上について普及啓発し、第三者評価が事業者に定着するよう努めます。

○　県内の他の医療安全支援相談窓口との連携を図り、事例検討会を行うなど、相談者に対してより良い応対ができるよう、相談員の資質向上に取り組みます。

○　患者と医療従事者の相互理解を深めるため、インフォームド・コンセントの充実、ミスコミュニケーションの防止など、患者・医療従事者を対象とした研修機会を提供します。

(2)　人材の育成・確保

【現状】

〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

○　市町において設置している身体・知的障害者相談員の相談活動が地域間格差なく充実が図られるよう、県内広域で研修を実施しています。

○　平成26（2014）年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。

○　平成27（2015）年度から、全ての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援（サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成）を実施していく必要があることから、平成23（2011）年度以降、相談支援従事者初任者研修の受講定員を増枠したところですが、現在も支援業務に従事する相談支援専門員が不足しています。

○　相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修修了年度から５年間に、相談支援従事者現任研修を修了することが必要であること以外の定めがないことから、相談支援専門員を対象とした研修の機会が不足しています。

○　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、法定の更新研修は設定されておらず、現任者を対象とした研修の機会が不足しているため、平成28（2016）年度からフォローアップ研修を実施しています。

○　障害者の就労移行や就労継続支援の従事者の質的向上を図る研修等の機会が不足しています。

○　介護職員等による喀痰吸引等業務については、一定の研修の受講や、医療や看護との連携による安全確保が図られているなどの一定の条件の下で行うことができます。

〔保健医療サービス等を担う人材の育成・確保〕

○　看護職員養成における看護教育の充実を図り、質の高い看護職員の養成に努めています。

○　県内の中小病院等に対して、認定看護師研修及び看護師の特定行為研修の受講に対して支援することにより、看護職員の資質向上を図っています。

○　医療技術・リハビリテーション技術の進歩や高齢期における地域包括ケアシステムの強化に伴う幅広いリハビリテーションのニーズに対応するため、病院や社会福祉施設等において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の需要が高まっています。

○　本県の就業歯科衛生士数は年々増加傾向にありますが、中山間地域や島しょ部地域など不足がみられるところもあり、地域偏在が生じています。

　　介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎の予防等には、口腔ケアが効果的であることが分かっており、それらを担う歯科衛生士の役割は重要です。

○　障害者や在宅患者等の医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援することにより、薬剤師の資質向上を図っています。

○　県立広島大学では、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士を養成しています。

〔広島県福祉人材育成センター〕

○　広島県福祉人材育成センター等による求人・求職のマッチングのための無料職業紹介・就職説明会等を行っていますが、多くの福祉・介護施設が人材の不足感を持っており、福祉・介護分野の有効求人倍率も高い水準で推移しています。

○　離職者の内、３年未満の介護職員の離職率が60％以上と高く、「入ってもすぐ辞めてしまう」ことにより、組織としての知識やノウハウが溜まりにくく、サービスの質や介護職員のモチベーションが維持できないという悪循環に陥ることが懸念されます。

○　福祉・介護業界に対するマイナスイメージが払拭できない状況にあります。

【課題】

〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

○　相談支援従事者初任者研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習ファシリテーター（相談支援専門員）を多数確保する必要があります。

○　質の高いケアマネジメントや、地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、厚生労働省において、研修カリキュラムの充実が検討されており、県においても的確に対応する必要があります。

○　障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、事業所の従事者等の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。

○　高度で専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。

○　介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者については、制度が円滑に実施されるよう、養成していく必要があります。

〔保健医療サービス等を担う人材の育成・確保〕

○　患者のニーズの多様化やチーム医療の推進、在宅医療への転換等に伴い、高度な専門知識及び技術を持った看護職員を養成する必要があります。

○　保健、医療、福祉、介護の幅広い分野におけるニーズに対応できるよう、引き続き理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の資質向上に努める必要があります。

○　就業歯科衛生士の更なる確保による地域偏在の解消とともに、介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎予防など全身の健康につながる口腔ケアに対応可能な歯科衛生士の養成が必要です。

○　在宅医療のニーズの増加や、求められるサービスの多様化に対応するため、引き続き薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援する必要があります。

〔広島県福祉人材育成センター〕

○　安定的な人材確保、定着のためには、幅広い人材のライフスタイルに応じた多様な働き方のできる環境整備や事業所選択に当たり比較検討がしやすい情報提供を行うとともに、職員が誇りを持って安心して働ける職場環境づくりに事業主や管理者、関係者等が継続して取り組んでいく必要があります。

○　広く一般に福祉・介護業界の実情を紹介しイメージ改善を促進するほか、小中高校生・大学生や教員・保護者等についても幅広く理解促進を図る必要があります。

【取組の方向性】

〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

○　相談支援従事者研修等における演習ファシリテーター研修や職能団体等の研修会を活用して地域の中核人材を育成し、事業所内又は事業所間の連携によって人材育成を促進します。

○　相談支援従事者研修の計画的な実施とカリキュラムの充実により、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消やサービス等利用計画の質の向上を図ります。

○　指導力を備えた相談支援専門員等の育成に当たって、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修等への計画的な人材派遣を行います。

○　平成31（2019）年度から新たに創設されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修、実践研修、更新研修に取り組むとともに、サービス特有の専門コース別研修の実施を検討します。

○　平成32（2020）年度以降に予定されている相談支援専門員研修制度の改正に対応するよう体制整備に取り組みます。

○　障害者の雇用や就労を支援する従事者の資質の向上を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、先進事業所の視察研修の実施など、必要な知識や技法の習得に向けた取組を行います。

○　県が行う研修だけでなく、身体・知的障害者相談員等の関係団体による研修実施を促進します。

○　介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者の養成については、喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修実施体制の整備等を図ります。

〔保健医療サービス等を担う人材の育成・確保〕

○　看護職員養成における看護教育の充実を図り、質の高い看護職員の養成を行います。

○　県内の認定看護師研修及び看護師の特定行為研修の受講に対する支援を行うとともに、特定行為研修施設の県内設置を促進します。

○　日々進歩する医療技術やリハビリテーション技術に対応するとともに、地域包括ケアシステムの中で役割を果たすことができるよう、関係機関と連携し、各種研修等の機会を通じて理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の資質の向上を図ります。

○　広島県歯科衛生士会と連携しながら、潜在歯科衛生士の掘り起こし等により、中山間地域や島しょ部地域への就労促進を図るとともに、介護予防等のための口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎予防等のための専門的な口腔ケアが実施できる歯科衛生士を養成します。

○　薬剤師の関係団体が行う介護・福祉分野の研修の充実を支援し、薬剤師の更なる資質向上を図ることにより、医療ケアを必要とする障害者の医薬品の適正使用を推進します。

○　県立広島大学において引き続き、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士の養成を行います。

　また、地域包括ケア体制の推進など持続可能な地域づくりに貢献できる医療・福祉分野のリーダー人材を育成するため、チーム医療の更なる推進をめざした演習プログラム等を提供します。

〔広島県福祉人材育成センター〕

○　将来にわたって質の高い福祉・介護人材が安定的に確保されるよう、広島県福祉人材育成センターや、平成24（2012）年度から関係団体で設置している福祉・介護人材確保等総合支援協議会を中心として、人材のマッチング、職場改善・資質向上及びイメージ改善・理解促進等の施策に総合的に取り組みます。

分野５　暮らしやすい社会づくり

１　バリアフリーの推進

《めざす姿》

●　障害の有無にかかわらず、全ての人が安全で安心な生活ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した住まいから交通機関、街中までが連続したバリアフリー環境が整っています。

(1)　福祉のまちづくりの推進

【現状】

○　「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）及び「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

■　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）

・　バリアフリー法に基づき、基準適合義務のある一定の建築物の建築時の審査のほか、基準適合建築物の維持保全について、建築主等に対し、指導、助言等を行い、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

■　広島県福祉のまちづくり条例

・　誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進するため、公益的施設等の適用施設の構造及び設備の整備について、必要な基準を定めています。

・　適用施設の建築等を行う場合には、事前に協議（一定規模未満の適用施設を除く。）することとしており、協議の際に基準への適合について指導及び助言を行っています。

・　条例及び規則に基づく事務（事前協議、適合通知、適合証の交付等）は、各市町で処理することとしています。

【課題】

○　多様な障害特性に応じ、実態に即した建築物のバリアフリー化の促進が求められています。

○　建築計画の検討段階で、バリアフリー法及び広島県福祉のまちづくり条例に基づく基準適合について建築主等の意識の高揚が求められています。

【取組の方向性】

○　バリアフリー法及び広島県福祉のまちづくり条例の普及啓発を行います。

○　建築主や設計者からの各種相談の機会を捉え、基準適合に向けた助言等により、バリアフリー化の実現に向けた意識啓発及び技術支援を継続的に実施していきます。

○　社会情勢や障害者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、国の法改正等に連動して、適宜、広島県福祉のまちづくり整備マニュアルの見直しを行っていきます。

(2)　公共的施設等のバリアフリー化の推進

【現状】

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例に基づき、人々が安全で安心して利用できる道路空間のバリアフリー化を推進しています。

　　国土交通大臣が指定する特定道路において、バリアフリー法の基準に適合した整備を実施しています。

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、障害者等が利用しやすい都市公園となるよう多目的トイレの設置など園内のバリアフリー化を推進しています。

○　広島県福祉のまちづくり条例を踏まえた、自然公園等の施設整備や改修を実施しています。

○　広島県福祉のまちづくり条例及びこれに係る広島県福祉のまちづくり整備マニュアルに基づき、県庁舎のバリアフリー化を進めています。

○　県営住宅再編５箇年計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅のバリアフリー化を進めています。

【課題】

○　人々が安全で安心して利用できる道路空間を創造するため、特定道路をはじめとした道路空間のバリアフリー化を推進していく必要があります。

○　県及び市町の都市公園について、条例基準に適合した公園整備を行う必要があります。また、条例に適合していない既設の公園については、改善する必要があります。

○　誰もが利用しやすい自然公園等施設の整備・改修が求められています。

○　障害のある方が、快適かつ安全に県庁舎を利用できるよう、バリアフリー化を更に推進していく必要があります。

○　バリアフリー化された県営住宅の割合は、約３割に留まっています。

【取組の方向性】

○　国及び市町と連携し、道路空間のバリアフリー化を推進していきます。

○　県で新規設置する都市公園については、広島県福祉のまちづくり条例に適合した整備を行うとともに、既設の公園については調査し、条例に適合していない場合は改善していきます。

　　また、市町の管理する都市公園については、各市町で制定している条例に沿って整備を行うよう働きかけます。

○　誰もが利用しやすい自然公園等となるよう、老朽化施設（建物・工作物）の撤去及び修繕や施設の改修など整備を行っていきます。

○　誰もが利用しやすい県庁舎となるよう、県庁舎の整備を進めていきます。

○　県営住宅の計画的な建替と改修に合わせて、引き続き、バリアフリー化を進めていきます。

(3)　公共交通機関等のバリアフリー化の推進

【現状】

○　高齢者や障害者等の社会参加等を活発化するため、移動の円滑化を促進する必要がありますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅等においても、バリアフリー化設備が未整備の駅があります。

○　低床路面電車やノンステップバスなどの車両については、事業者が県・市町の支援や国の補助制度を活用し、計画を持って導入を進めています。

【課題】

○　鉄道駅については、市町とＪＲが連携し、国庫補助制度を活用した整備が進められていますが、利用者の多い駅から順次整備が進んでいます。

【取組の方向性】

○　鉄道駅のバリアフリー化について、市町とＪＲが連携して行う先導的なバリアフリー化整備に対し、県の補助制度を通して支援や助言を行います。

○　低床路面電車やノンステップバス等の車両については、計画どおり導入が進むよう、事業者へ助言を行います。

２　防災対策の強化

《めざす姿》

●　障害の有無にかかわらず、全ての県民が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、自ら身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」、県・市町の行う「公助」が相互に連携した取組がなされています。

【現状】

〔災害時避難支援〕

○　平成30（2018）年６月１日現在、避難行動要支援者名簿は全市町で作成されています。また、避難行動要支援者の避難支援のための個別計画の作成状況は、全部作成済が３市町、一部作成済が18市町、未作成が２市となっています。

○　平成30（2018）年10月１日現在、市町における福祉避難所の指定状況は、22市町で374施設となっています。

〔緊急時情報提供体制〕

○　災害発生時に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するため、県では「防災情報システム」を整備し、市町からの被害情報や避難所開設の状況等をオンラインで収集しています。

　　また、収集した情報は防災関係機関と情報共有を図るとともに、インターネット「広島県防災Ｗｅｂ」を通じて広く県民に提供しています。

○　障害者等への防災情報の伝達のため、音声読み上げソフトに対応した「視覚障害者向け防災情報メールシステム」の運用を行っています。

○　聴覚障害者への防災・災害情報の伝達にも対応できる聴覚障害者用情報受信装置等の給付等について、各市町地域生活支援事業により実施しています。

〔土砂災害対策〕

○　要配慮者利用施設が保全対象に含まれる危険箇所の整備や土砂災害警戒区域等の指定を優先して実施しています。

　　また、インターネット「土砂災害ポータルひろしま」等により、雨量・土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所などの情報を提供しています。

○　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練を実施するための支援を行っています。

〔水害対策〕

○　洪水時に市町から発令される避難勧告等の避難情報のうち「避難情報・高齢者等避難開始」の発令判断の目安となるよう、県管理河川61河川において基準水位（避難判断水位）を設定し運用しています。

　　また、その水位情報等について、インターネット「広島県防災Ｗｅｂ」や防災情報メール通知サービス等により、情報提供しています。

○　浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練を実施するための支援を行っています。

〔自主防災〕

○　県内の自主防災組織率は、平成29（2017）年４月１日現在で91.7％であり、年々向上しています。

　　自主防災組織率は向上している一方で、活動が活発化していない組織が約４割にのぼります。

○　広島県障害者社会参加推進センターでは、市町や関係団体等からの意見を踏まえ、災害時の対応に支援や介助を必要とする人たちやその家族の方々に、日頃から備えておけばよいことなどを紹介するとともに、地域の人たちや支援・介助に携わる人が心掛けておくべき事項などをまとめた「防災ガイド～障害のある方、高齢者や小さなこどものいる家庭のために～」を作成しています。

【課題】

〔災害時避難支援〕

○　避難行動要支援者名簿の避難支援者（民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等）への提供については、要支援者の本人同意が得られない等の理由により、進んでいないケースがあります。また、個別計画に基づき、高齢者や障害者など要支援者の特性に応じた実効性のある避難支援体制を確保する必要がありますが、地域のコミュニティの希薄化等により避難支援者の確保が困難となっています。

○　福祉避難所に指定された施設の多くが高齢者施設であることから、高齢者や障害者等の要配慮者の特性に応じた福祉避難所を確保するとともに、要配慮者の受入体制を整備する必要があります。

〔緊急時情報提供体制〕

○　障害者を含めた全ての人が、迅速な避難行動をとるため、避難情報や避難所開設情報などの必要な情報を、多様な情報提供手段により迅速かつ容易に入手できるよう環境を整備していく必要があります。

〔土砂災害対策〕

○　本県は、土砂災害のおそれのある箇所に要配慮者利用施設が多いため、緊急度や優先度を踏まえながら、計画的に土砂災害防止施設の整備を進めていく必要があります。

○　要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が土砂災害防止法において義務化されていますが、作成率等が低い状況です。

〔水害対策〕

○　洪水時において要配慮者が適切な避難行動ができるよう継続して周知していく必要があります。

　　また、基準水位を設定する際に設定したリードタイム（適切な避難行動等に要する時間）が、より実態に合う時間設定となるよう、検証していく必要があります。

○　要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が水防法において義務となっており、施設管理者等が主体的に作成する必要があります。

〔自主防災〕

○　自主防災組織のない地域においては、災害発生時に自力で避難等をすることが困難な事情のある住民の情報を得ることが困難となっています。

　　自主防災組織の活動が活発でない地域においては、訓練等の実施が十分でないため、災害発生時に自力で避難等をすることが困難な事情のある住民への支援が困難となっています。

○　災害への日頃の備えに対する啓発は、災害時の避難場所や情報伝達手段などがそれぞれの地域特性に即した内容である必要があります。

【取組の方向性】

〔災害時避難支援〕

○　災害時の円滑かつ迅速な避難が確保され、また、迅速な安否確認が適切に行われるよう、市町における避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び障害の特性や地域の実情等を踏まえた避難行動要支援者の個別計画の策定・見直しの取組を支援していきます。

○　避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、地域コミュニティと市町との協働による避難支援者確保事例の情報共有等により市町の支援を行います。

　　また、要支援者の特性に応じた実効性のある避難支援体制を確保するため、要支援者を含めた訓練等の取組を進めます。

〇　要配慮者がいる家族も含め、県民の避難行動について、どのような要素が県民の意思決定と早めの避難行動につながるのかなどを調査・分析し、より効果の高い被害防止策を構築していきます。

○　要配慮者の特性に応じた福祉避難所の確保や要配慮者の受入体制の整備など、市町の取組を進めるため、高齢者や障害者などの関係団体との連携により支援を行います。

〔緊急時情報提供体制〕

○　情報を必要とする障害者やその支援者が、迅速かつ確実に必要な情報を入手できるよう、「広島県防災Ｗｅｂ」や県の視覚障害者向け防災情報メールの周知と利用促進を図ります。

○　引き続き、聴覚障害者など情報伝達等が困難な方に対して、日常はもとより災害等緊急時にも対応できる、市町地域生活支援事業の情報意思疎通支援用具の給付等を支援していきます。

〔土砂災害対策〕

○　緊急度や優先順位の高い箇所から、砂防堰堤や法枠等の土砂災害防止施設の整備を計画的に実施します。

　併せて、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定の推進や、土砂災害警戒情報に係る情報提供システムの拡充などを行います。

○　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。

〔水害対策〕

○　洪水時の適切な避難につながるよう、市町と連携して、洪水時にとるべき行動やそのタイミング、基準水位の意味等について、住民への啓発活動に引き続き取り組んでいきます。

　　また、出水時における市町及び住民の実際の防災行動について検証を行い、必要に応じて基準水位の見直しを行うなど、実効性のある避難体制の確保ができるよう市町の取組を支援していきます。

○　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。

〔自主防災〕

○　避難行動要支援者への支援が充実するよう自主防災組織がない地域における設立を促進します。

○　地域における防災意識の向上や実践的な活動を行えるよう、自主防災組織の活動の活性化を図ります。

○　防災ガイドの普及啓発を進めるとともに、各地域で要配慮者に対する防災ガイド等が作成されるよう働きかけを行います。

３　防犯・交通安全等の推進

《めざす姿》

●　関係機関・団体等が連携して防犯対策、交通安全対策を実施し、交通事故や犯罪などの被害が減少して、障害者が安心して生活できる環境が整備されています。

●　県内全ての市町において、障害者に対する消費者被害防止のための取組や見守り体制が充実強化されています。

(1)　防犯対策の推進

【現状】

○　「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の展開に伴う「第４期アクション・プラン」（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）などに基づき、日本一安全・安心な広島県の実現に向けて取組を推進しています。

○　警察への緊急通報は主として電話による110番通報ですが、聴覚・言語等が不自由な身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）は、電話による110番通報を行うことができないことから、緊急通報に困難が生じています。

　　そのため、聴覚障害者等の安全確保の強化を図ることを目的に、総合通信指令室に電子メール送受信機能を持つ端末及びファクシミリを設置し、事件・事故等に係る聴覚障害者等からの緊急通報を、それぞれメール110番及びファックス110番として運用しています。

【表2の5の1　メール110番・ファックス110番受理件数】

平成29年　メール110番総件数199件　うち有効件数106件　ファックス110番総件数16件　うち有効件数14件

表、終わり。

【課題】

〇　犯罪の総量抑止が図られ、県民の「安全・安心」は確保されつつありますが、居住地域の治安が良好と感じている県民の割合は未だ十分とはいえない状況です。

○　メール110番は、一般の電気通信事業者の行う電子メールサービスを利用しているため、相互通話である音声による110番通報と異なり、一方通行の通信手段となることのほか、遅延又は未着が発生する場合があります。

【取組の方向性】

○　「日本一安全・安心な広島県の実現」を図るため、多様な主体が協働・連携した「安全・安心なまちづくり」と「安全・安心をもたらす警察活動」を両輪とした取組を推進します。

○　現行のメール110番及びファックス110番に加え、平成31（2019）年４月からは、スマートフォンのアプリを使用し、チャット形式でのやり取りや画像送信が可能な全国統一規格の通報システムを運用する予定であり、これらの適正な使用を促すため、ホームページに広報文を掲載するほか、聴覚障害者等の団体に対して周知を依頼するなどの広報を行います。

(2)　交通安全対策の推進

【現状】

○　身体障害者の自立支援等が進むことにより、身体障害者の外出機会が増加しており、これらの人々が安全・安心に外出できる交通環境の整備が求められています。

○　身体障害者の利用頻度の高い施設の周辺にある横断歩道等に設置される信号機に、視覚障害者用付加装置や音響式歩行者誘導付加装置など機能を付加した制御のほか、横断秒数の見直しなどの運用改善を行っています。

○　交通弱者等の安全確保のため、区域を定めた最高速度30km/hの速度規制と道路管理者等による安全対策を組み合わせた生活道路対策である「ゾーン30」の整備を推進しています。

【課題】

○　視覚障害者用付加装置については、付近住民から音が気になるとして設置について合意形成ができない場合があります。

○　これまで整備を行ってきた視覚障害者用付加装置等の老朽化が進みつつあり、更新など適切な維持管理を行う必要があります。

【取組の方向性】

○　視覚障害者用付加装置については、付近住民に設置の必要性等を説明するとともに、音量を調節するなどして理解を求めるほか、夜間は必要な時のみ吹鳴するよう押しボタンと連動した方式の導入を進めます。

○　これまで整備した装置が適切に機能するよう、保守や更新を行います。

○　地域住民や関係団体の要望や意見を踏まえた対策を進めます。

(3)　手話のできる警察職員の育成

【現状】

○　警察本部では、事件・事故等の現場及び窓口において、聴覚障害者との円滑な意思伝達を図るため、初心者を対象とした手話講習会及び手話の素養を有する職員に対するブラッシュアップ講習を実施しています。

【課題】

○　事件・事故等の現場において、聴覚障害者の不安を解消するため、現場で対応する地域・交通部門の警察官に対する手話講習等への受講機会を増やしていく必要があります。

○　手話経験が浅い者でも、簡単な手話を交えながら聴覚障害者と円滑な意思伝達ができるよう環境整備を図る必要があります。

【取組の方向性】

○　地域・交通部門の警察官を重点対象とした手話講習会及びブラッシュアップ講習を継続して実施します。

○　コミュニケーション支援ボードを作成し、簡単な手話を交えながら窓口業務で活用するなど、聴覚障害者が安心して窓口を訪れることができるような取組を進めます。

(4)　消費者被害の防止

【現状】

〇　インターネットやスマートフォンの普及等に伴う高度情報化の進展、取引形態の多様化、悪質事業者の手口の巧妙化等により、消費生活相談の内容はより複雑化・多様化しています。

【課題】

○　県民が豊かな消費生活を送るためには、環境の変化に的確に対応し、消費者トラブルに関心を持ち、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることが重要です。

〇　障害者の消費者被害を防ぐためには、障害者への働きかけに加え、障害者を見守る立場の人へ消費者被害に関する情報・知識を提供し、障害者等の被害の未然防止に向けて相談につなげていく体制づくりが重要です。

【取組の方向性】

○　消費者被害の防止と救済のため、消費生活相談体制の充実強化や継続的な消費者被害防止情報の提供、事業者指導の強化を図ります。

○　障害者への的確な情報提供に努めるとともに、地域における見守り体制の充実強化を図ります。

４　研究・開発の推進と普及

《めざす姿》

●　産業、医療・福祉、研究の各分野の関係主体が連携・協働して、質の高い医療福祉機器の開発や普及に向けた取組が行われています。

【現状】

○　福祉用具・介護機器等は、高齢者や障害者等の生活の質の向上に不可欠ですが、ユーザーごとに個別の要求が強く、品目ごとの市場が小さく多品種少量生産でありメンテナンス性も求められることから、収益性が低い状況にあるため、国では福祉用具法の規定に基づき事業者の研究開発・普及を支援しています。

　　本県においても、「ひろしま産業新成長ビジョン」で次代を担う新たな産業と位置付ける当分野において、医療機器・福祉用具等の生産拡大による医療関連産業クラスターの形成を目指して取り組んでいます。

○　県立総合技術研究所では、そしゃく困難者などの人がいつまでも「食べる」楽しみを味わえる食生活の環境づくりのため、食べやすい軟らかさでありながら、食品の色や形をそのままに保つ技術「凍結含浸技術」を開発しました。

　　この技術を使った食事を多くの人に利用していただくため、県内外の企業の商品化支援や介護施設、病院等に技術移転を行うとともに、技術指導や普及活動を実施しています。

【表2の5の2　凍結含浸食の企業での実用化社数（平成30（2018）年９月末現在）】

凍結含浸食の企業での実用化社数　20件　うち県内8件

表、終わり。

【表2の5の3　福祉関係施設等での凍結含浸食の利用の伸び（平成30（2018）年９月末現在）】

平成25（2013）年度を１としたときの商品（出荷・提供）総額等の伸び　2.6倍

表、終わり。

○　県立広島大学においても、研究活動の振興を図るとともに、県内産業の振興や地域課題の解決に貢献するため、健康、保健、福祉など各分野において、重点研究事業を推進しています。

　また、地域ケアに関する包括的なチームアプローチを実践していくために必要な人材育成や問題の研究を進めるとともに、地域の保健・医療・福祉機関や企業等との連携による研究や研究成果を活用した商品開発を実施しています。

【課題】

○　ユーザーのニーズに合わせて、必要な人に必要な機器が提供されるよう、徹底的な現場観察やＩＣＴやロボット技術などの最新技術を活用した製品開発を促進する必要があります。

○　凍結含浸食を製造・販売する企業が増え、出荷額は伸びていますが、近年の人手不足や、やわらか食需要の高まりから、省人化や量産化のための生産システム構築が求められています。

○　県立広島大学において、研究事業及び大学の有する知的資源の地域還元の更なる推進を図る必要があります。

【取組の方向性】

○　医療・福祉の質の向上と地域産業振興を促進するため、医療関連産業クラスターの形成に向け、課題発見型の製品開発を行うバイオデザインプログラムなども活用し、医療関連ビジネスの早期拡大を図ります。

○　企業と連携して凍結含浸食の対象商品の拡大を図るとともに、市場ニーズに対応した生産性向上技術の開発や支援を行います。

○　県立広島大学において、重点研究事業をはじめとする研究を推進するとともに、企業に対する課題解決のための支援や、保健・医療・福祉等の分野における専門的な知的資源の提供及び政策課題に対する検討や提言などを行うことができる地域のシンクタンクとしての機能の強化を図ります。

５　ユニバーサルデザインの推進

《めざす姿》

●　広島県に暮らす人、広島県を訪れる人、全ての人があらゆる場面でバリアを感じることなく、安全で安心して生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会が実現しています。

【現状】

○　「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」（平成14（2002）年３月）の策定をはじめ、関連ガイドラインを策定し、全ての人があらゆる場面でバリアを感じることなく、安全で安心して快適な生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会の実現に向け、セミナーの実施等を通じて普及啓発に取り組んできました。

【表2の5の4　ユニバーサルデザインに係る指針・ガイドライン策定状況】

ユニバーサルデザインひろしま推進指針 策定年月 平成14年３月

印刷物のユニバーサルデザイン 策定年月 平成15年３月

楽しく学ぼう！ユニバーサルデザイン 策定年月 平成15年３月広島県ユニバーサルデザインイベントマニュアル 策定年月 平成17年３月

ユニバーサルデザイン実践事例集 策定年月 平成17年３月

表、終わり。

○　現在、県内全ての市町においてユニバーサルデザインへの取組が進められています。

○　平成７（1995）年３月の「広島県福祉のまちづくり条例」制定後、県民一人一人が福祉のまちづくりに積極的に取り組む気運を醸成するため、福祉関係団体、経済関係団体、建設関係団体、交通関係団体等で構成する広島県福祉のまちづくり推進協議会を平成８（1996）年３月に設置しています。

○　障害者差別解消法については周知が進みつつありますが、平成29（2017）年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7％が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。

【課題】

○　「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」をはじめ、各種ガイドライン等の存在が十分に認知されていません。

○　福祉のまちづくりに向けた普及啓発活動等を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

○　「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方について、広く事業者や県民に普及啓発を図るとともに、障害者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、必要に応じて、各種ガイドライン等の見直しと改定を行います。

○　「広島県福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、広島県福祉のまちづくり推進協議会を開催し、行政のみならず、事業者や県民一体となり、「福祉のまちづくり」に向け、情報交換や意見交換、課題等を共有しながら普及啓発活動等を推進します。

○　国において、2020年の東京パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向け、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を定め、バリアフリー水準の向上や心のバリアフリー教育、ボランティア機運を高める取組を行うこととしていることも踏まえ、広島県においても推進指針に沿った取組を一層推進します。

第２章、終わり。

第3章　プラン関連成果目標

１　基本的考え方

○　プランの着実な推進を図るため、「第２章　分野別施策の基本的方向」のそれぞれの分野に掲げる推進施策を、他の分野の施策等との連携のもと、総合的に実施することにより、計画期間中に達成を目指す県全体の水準として成果目標を設定します。

○　成果目標は、障害者の動向、障害福祉サービス等のニーズ、前プランの進捗状況などを踏まえ、プランに掲げる施策に関して、具体的な数値目標を設定します。

　また、県が策定した他の計画との連携・整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進するため、他の計画に掲げられた障害者施策に関連する数値目標を用いるとともに、各計画の見直しの際には連動し、この計画に反映します。

○　なお、これらの成果目標のうち、市町や民間団体等の県以外の機関・団体等が成果目標に係る項目に直接取り組む場合においては、成果目標は、県がこれらの機関・団体等に働きかける際に、県として達成を目指す水準として位置付けます。

２　成果目標

分野１　障害への理解と協働による共生

１　障害に対する理解の促進

事業名又は項目 "障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合　現状値（H29）　61.8%

[平成29年8月内閣府世論調査]　目標値（H35）　70%[県独自調査]

事業名又は項目 障害者差別解消支援地域協議会の開催回数（県）　現状値（H29）　２回　目標値（H35）　年２回以上

事業名又は項目 定期的に障害者差別解消支援地域協議会を開催する市町（年１回以上開催）　現状値（H29）　15市町　目標値（H35）　23市町

２　あいサポートプロジェクトの推進

事業名又は項目 あいサポーター数　現状値（H29）184193人　目標値（H35）　215000人

事業名又は項目 あいサポートリーダー養成数　現状値（H29）　376人　目標値（H35）　730人

事業名又は項目 あいサポート運動企業・団体数　現状値（H29）　611企業・団体　目標値（H35）　900企業・団体

事業名又は項目 あいサポートアート展への来場者数　現状値（H29）　2511人　目標値（H35）　3400人

４　権利擁護の推進

事業名又は項目 法人後見を実施する市町社会福祉協議会の数　現状値（H29）　17市町　目標値（H35）　23市町　県関連計画　第７期ひろしま高齢者プラン

事業名又は項目 県が管理執行する選挙における「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版の配付　現状値（H29）　100%

[平成28年７月]　目標値（H35）　100%

事業名又は項目 県が管理執行する選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況　現状値（H29）　投票所100％　期日前投票所100％[平成28年７月]　　目標値（H35）　100%

分野２　自立と社会参加の促進による共生

１　教育

事業名又は項目 特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率（支援を必要とする生徒等の全員の計画が作成されている学校の割合、公立幼小中高）　現状値（H29）　42.8%　目標値（H35）　100.0％[平成32年度]　県関連計画　広島県特別支援教育ビジョン

事業名又は項目 特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率（県立特別支援学校教員(本務者)）　現状値（H29）　80.7％[平成30年5月]　目標値（H35）　100.0％[平成32年度]　県関連計画　広島県特別支援教育ビジョン

事業名又は項目 特別支援学校卒業者の就職率（就労継続支援Ａ型事業所を除く、特別支援学校高等部卒業者）　現状値（H29）　35.0％[平成30年5月]　目標値（H35）　40.0％[平成32年度]　県関連計画　広島県特別支援教育ビジョン

２　雇用・就労の促進

事業名又は項目 障害者雇用義務を有する県内企業で雇用される障害者の実人数　現状値（H29）　8594人　目標値（H35）　10200人

事業名又は項目 障害者雇用義務を有する県内企業のうち障害者雇用の数が０人の企業割合　現状値（H29）　29.5%　目標値（H35）　現状より減

事業名又は項目 福祉施設利用者の年間一般就労移行者数　現状値（H29）　357人　目標値（H35）　517人[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 就労移行支援事業所の利用者数　現状値（H29）　640人　目標値（H35）　769人[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所数　現状値（H29）　16事業所　目標値（H35）　47事業所[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 障害者就業・生活支援センターを通じた一般就職件数（１圏域当たり平均）　現状値（H29）　64件　目標値（H35）　71件[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 就労定着支援サービスによる支援を開始した時点から１年後の職場定着率　現状値（H29）　－　目標値（H35）　80.0％[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の１年後の職場定着率　現状値（H29）　67.7%　目標値（H35）　75.0%

事業名又は項目 公的機関の障害者雇用率（県の機関）　現状値（H29）　2.61％[平成30年6月]　目標値（H35）　2.6%

事業名又は項目 公的機関の障害者雇用率（県教育委員会）　現状値（H29）　1.37％[平成30年6月]　目標値（H35）　2.5%

事業名又は項目 公的機関の障害者雇用率（警察本部）　現状値（H29）　2.54％[平成30年6月]　目標値（H35）　2.6%

事業名又は項目 障害者施設の平均工賃月額の向上（就労継続支援Ｂ型事業所）　現状値（H29）　16038円　目標値（H35）　17500円[平成32年度]　県関連計画　広島県工賃向上に向けた取組（第３期）

事業名又は項目 障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績　現状値（H29）　32858千円　目標値（H35）　36000千円[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 障害者職業能力開発校の修了者（就職中退者含む）における就職率　現状値（H29）　86.1%　目標値（H35）　80.0％以上[平成32年度]　県関連計画　第10次広島県職業能力開発計画

事業名又は項目 障害者の委託訓練修了者（就職中退者含む）における就職率　現状値（H29）　43.5%　目標値（H35）　55.0％[平成32年度]　県関連計画　第10次広島県職業能力開発計画

３　情報の保障の強化

事業名又は項目 広島県聴覚障害者センターの利用者数　現状値（H29）　12623人　目標値（H35）　13500人

事業名又は項目 視覚障害者情報センター貸出図書タイトル件数（ダウンロード件数を含む。）　現状値（H29）　65553件　目標値（H35）　66600件

４　スポーツ、文化芸術活動の推進

事業名又は項目 障害者スポーツの指導者数　現状値（H29）　653人　目標値（H35）　923人　県関連計画　第２期スポーツ推進計画

事業名又は項目 全国障害者スポーツ大会メダル獲得率　現状値（H29）　62.3%　目標値（H35）　65.0%　県関連計画　第２期スポーツ推進計画

事業名又は項目 あいサポートアート展への来場者数　※再掲　現状値（H29）　2511人　目標値（H35）　3400人

分野３　保健、医療の充実

１　保健・医療提供体制の充実

事業名又は項目 定期的に歯科健診を実施する障害児（者）施設数の割合　現状値（H29）　23.8％[平成28年度]　目標値（H35）　50%　県関連計画　第２次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画

事業名又は項目 ストレスチェックの結果を活用した事業所の割合　現状値（H29）　51.7%　目標値（H35）　60％以上[平成34年]　県関連計画　いのち支える広島プラン

事業名又は項目 肝炎ウイルス検査の普及啓発を実施している健康保険組合の割合　現状値（H29）　13.3％[平成27年]　目標値（H35）　100％[平成33年]　県関連計画　第３次広島県肝炎対策計画

事業名又は項目 肝炎ウイルス検査の受検率　現状値（H29）　39.2％[平成27年]　目標値（H35）　55％[平成33年]　県関連計画　第３次広島県肝炎対策計画

事業名又は項目 発達障害者支援地域協議会の開催回数　現状値（H29）　2回　目標値（H35）　年2回[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 発達障害者支援センターの地域支援マネージャーの配置人数　現状値（H29）　2人　目標値（H35）　2人(実績を踏まえて検討）[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 発達障害の診療ができる医師数　現状値（H29）　158人　目標値（H35）　228人[平成34年度]　県関連計画　広島県保健医療計画（第7次）

事業名又は項目 地域リハビリテーションサポートセンターの指定数　現状値（H29）　86箇所　目標値（H35）　現状より増加[平成32年度]　県関連計画　第７期ひろしま高齢者プラン

２　療育体制の充実

事業名又は項目 児童発達支援センターの設置市町　現状値（H29）　９市町[平成30年4月]　目標値（H35）　23市町[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を行う事業所のある市町　現状値（H29）　７市[平成30年4月]　目標値（H35）　23市町[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 重症心身障害児を対象に放課後等デイサービスを行う事業所のある市町　現状値（H29）　７市[平成30年4月]　目標値（H35）　23市町[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

３　医療と福祉の連携

事業名又は項目 精神病床における入院後3か月時点の退院率　現状値（H29）　60.0％[平成28年度]　目標値（H35）　69.0％[平成32年度]　県関連計画　広島県保健医療計画（第7次）

事業名又は項目 精神病床における入院後6か月時点の退院率　現状値（H29）　77.0%[平成28年度]　目標値（H35）　84.0％[平成32年度]　県関連計画　広島県保健医療計画（第7次）

事業名又は項目 精神病床における入院後1年時点の退院率　現状値（H29）　85.0％[平成28年度]　目標値（H35）　90.0％[平成32年度]　県関連計画　広島県保健医療計画（第7次）

事業名又は項目 精神病床における慢性期入院患者（1年以上の長期入院患者）数　現状値（H29）　4699人　目標値（H35）　4352人[平成32年度]　県関連計画　広島県保健医療計画（第7次）

事業名又は項目 地域定着支援のサービス見込量　現状値（H29）　37人／月　目標値（H35）　89人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施　現状値（H29）　－　目標値（H35）　全７圏域[平成32年度]

事業名又は項目 精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置　現状値（H29）　－　目標値（H35）　県、各圏域,23市町[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

４　医療的ケア児支援体制の整備

事業名又は項目 医療型短期入所事業の定員数（「空床型」施設等による病床確保数を含む。）　現状値（H29）　43人[平成30年4月]　目標値（H35）　88人[平成33年度]

事業名又は項目 医療型短期入所事業の利用者数　現状値（H29）　896人日／月　目標値（H35）　1091人日／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

分野４　地域生活の支援体制の構築

１　福祉サービス等の提供

事業名又は項目 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数　現状値（H29）　159人[平成26～29年度累計]　目標値（H35）　300人[平成31～35年度累計]

事業名又は項目 福祉施設入所者数の減少　現状値（H29）　58人[平成26～29年度累計]　目標値（H35）　69人[平成29～32年度累計]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 地域生活支援拠点等（システム）の整備　現状値（H29）　１市　目標値（H35）　23市町[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 自立生活援助のサービス見込量　現状値（H29）　-　目標値（H35）　77人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 訪問系サービスの利用時間数　現状値（H29）　168065時間／月　目標値（H35）　209815時間／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 生活介護の利用者数　現状値（H29）　120517人日／月　目標値（H35）　131770人日／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 自立訓練の利用者数（機能訓練）　現状値（H29）　838人日／月　目標値（H35）　1000人日／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 自立訓練の利用者数（生活訓練）　現状値（H29）　3989人日／月　目標値（H35）　6547人日／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 地域活動支援センターの利用者数　現状値（H29）　1801人／月　目標値（H35）　1966人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 福祉ホームの利用者数　現状値（H29）　69人／月　目標値（H35）　75人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

２　住まいの場の確保

事業名又は項目 共同生活援助の利用者数　現状値（H29）　2028人／月　目標値（H35）　2366人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

３　相談支援体制の構築

事業名又は項目 相談支援事業（計画相談支援）の利用者数（利用計画作成）　現状値（H29）　2706人／月　目標値（H35）　3035人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

事業名又は項目 相談支援事業（障害児相談支援）の利用者数（利用計画作成）　現状値（H29）　1076人／月　目標値（H35）　1360人／月[平成32年度]　県関連計画　第５期広島県障害福祉計画・第１期広島県障害児福祉計画

４　サービスの質の向上等

事業名又は項目 「相談支援従事者初任者研修」の修了者数　現状値（H29）　7043人　目標値（H35）　10200人

事業名又は項目 「サービス管理責任者研修」の修了者数　現状値（H29）　4233人　目標値（H35）　6600人

事業名又は項目 「児童発達支援管理責任者研修」の修了者数　現状値（H29）　960人　目標値（H35）　2200人

分野５　暮らしやすい社会づくり

１　バリアフリーの推進

事業名又は項目 特定道路におけるバリアフリー化率 ⅰ　現状値（H29）　79.6%　目標値（H35）　88.1%

補足説明　特定道路におけるバリアフリー化率とは、バリアフリー法に規定する特定道路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。）のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。

事業名又は項目 都市公園の園路・広場のバリアフリー化率 ⅱ　現状値（H29）　54.0％[平成28年度]　目標値（H35）　60.0%

事業名又は項目 都市公園の便所のバリアフリー化率 ⅱ　現状値（H29）　24.8％[平成28年度]　目標値（H35）　30.0%

事業名又は項目 都市公園の駐車場のバリアフリー化率 ⅱ　現状値（H29）　49.4％[平成28年度]　目標値（H35）　60.0%

補足説明　都市公園のバリアフリー化率とは、特定公園施設（バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。 事業名又は項目 自然公園内の公衆トイレの整備率の向上　現状値（H29）　56.5％以上　目標値（H35）　60.0%

事業名又は項目 旅客施設のバリアフリー化率 ⅲ　現状値（H29）　78.7％[平成28年度]　目標値（H35）　100.0%

補足説明　旅客施設のバリアフリー化率とは、１日当たりの平均的な利用客が3000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）のうち、段差解消・誘導ブロック・便所等がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。

事業名又は項目 旅客施設のうち、鉄軌道駅のバリアフリー化率　現状値（H29）　77.5％[平成28年度]　目標値（H35）　100.0%

事業名又は項目 低床バスの導入の推進率 ⅳ　現状値（H29）　68.5％[平成28年度]　目標値（H35）　86.0%

補足説明　低床バスの導入の推進率とは、乗合バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップ・ワンステップバスの割合。

２　防災対策の強化

事業名又は項目 全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定　現状値（H29）　３市町[平成30年6月]　目標値（H35）　23市町

事業名又は項目 自主防災組織の世帯加入割合　現状値（H29）　91.7%　目標値（H35）　96.5%

事業名又は項目 自主防災組織の活性化割合　現状値（H29）　58.1%　目標値（H35）　100.0%

事業名又は項目 土砂災害から保全される要配慮者利用施設数　現状値（H29）　389施設[平成28年4月]　目標値（H35）　408施設[平成32年度]　県関連計画　ひろしま砂防アクションプラン2016

事業名又は項目 想定最大規模降雨による河川の洪水浸水想定区域の指定　現状値（H29）　25河川[平成30年5月]　目標値（H35）　42河川[平成32年度]　県関連計画　県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針[平成30年2月]

３　防災、交通安全等の推進

事業名又は項目 主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率　現状値（H29）　99.4％[平成30年10月]　目標値（H35）　100.0%

事業名又は項目 高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制がある市町数　現状値（H29）　18市町　目標値（H35）　23市町[平成31年度]　県関連計画　広島県消費者基本計画（第２次）

第３章、終わり。

　資料編

１　障害者の状況等

(1)　人口の動向

　　ア　人口構造

　本県の平成27（2015）年10月１日現在の年齢別人口は、年少人口（15歳未満）が375890人、生産年齢人口（15歳から64歳）が1662522人、高齢者人口（65歳以上）が774440人となっています。

　高齢化率（65歳以上の人口割合）は、昭和40（1965）年に７％を超えて高齢化社会となり、平成７（1995）年に14％を超え高齢社会に、平成17（2005）年には21％を超えて超高齢社会が到達し、その後も年々上昇を続けています。

参考図表1　年齢３区分別人口の推移

国勢調査による昭和35年から平成27年までの５年ごとの人口の推移と、平成32年以降の５年ごとの人口の推計を示しています。

図表、おわり。

　　イ　人口分布状況

　県内の市町は、政令市や中核市といった人口規模の大きな自治体が沿岸部に集中する一方で、内陸部や島しょ部では小規模の町が多くなっています。

参考図表2　市町別人口と県人口に占める割合

市町名　広島市 　　　人口　1194034人　割合　42.0％

市町名　呉市 　　　人口　228552人　割合　8.0％

市町名　竹原市 　　　人口　26426人　割合　0.9％

市町名　三原市 　　　人口　96194人　割合　3.4％

市町名　尾道市 　　　人口　138626人　割合　4.9％

市町名　福山市 　　　人口　464811人　割合　16.3％

市町名　府中市 　　　人口　40069人　割合　1.4％

市町名　三次市 　　　人口　53615人　割合　1.9％

市町名　庄原市 　　　人口　37000人　割合　1.3％

市町名　大竹市 　　　人口　27865人　割合　1.0％

市町名　東広島市 　　　人口　192907人　割合　6.8％

市町名　廿日市市 　　　人口　114906人　割合　4.0％

市町名　安芸高田市 　　　人口　29488人　割合　1.0％

市町名　江田島市 　　　人口　24339人　割合　0.9％

市町名　府中町 　　　人口　51053人　割合　1.8％

市町名　海田町 　　　人口　28667人　割合　1.0％

市町名　熊野町 　　　人口　23755人　割合　0.8％

市町名　坂町 　　　人口　12747人　割合　0.4％

市町名　安芸太田町 　　　人口　6472人　割合　0.2％

市町名　北広島町 　　　人口　18918人　割合　0.7％

市町名　大崎上島町 　　　人口　7992人　割合　0.3％

市町名　世羅町 　　　人口　16337人　割合　0.6％

市町名　神石高原町 　　　人口　9217人　割合　0.3％

市町名　広島県 　　　人口　2843990人　割合　100.0％

図表、おわり。

(2)　障害者等の現状

　　ア　身体障害児（者）

　平成30（2018）年度（前年度３月31日現在）の身体障害者手帳所持者数は116393人で、平成20（2008）年度の119333人から2940人（2.5％）減少しています。

　重度身体障害者（身体障害者手帳所持者のうち１級及び２級）の割合については、平成20（2008）年度の41.1％から平成30（2018）年度には43.6％へと2.5ポイント増加しています。

　年齢別では65歳以上の障害者の割合が増加しており、ここ５年間で2.3ポイント増加しています。

参考図表3　身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合

肢体不自由　20年度　65873人　　21年度　65443人　　22年度　66396人　　23年度　66648人　　24年度　67080人　　25年度　67222人　　26年度　68143人　　27年度　67140人　　28年度　65687人　　29年度　64302人　　30年度　62613人

視覚障害　20年度　10933人　　21年度　10633人　　22年度　10528人　　23年度　10252人　　24年度　10059人　　25年度　9781人　　26年度　9568人　　27年度　9321人　　28年度　9096人　　29年度　8878人　　30年度　8663人

聴覚障害者等　20年度　12209人　　21年度　11904人　　22年度　11809人　　23年度　11610人　　24年度　11585人　　25年度　11358人　　26年度　11329人　　27年度　11268人　　28年度　11100人　　29年度　10927人　　30年度　10762人

内部障害　20年度　30318人　　21年度　30859人　　22年度　31506人　　23年度　32168人　　24年度　32601人　　25年度　32693人　　26年度　33361人　　27年度　33633人　　28年度　33961人　　29年度　34215人　　30年度　34355人

計　20年度　119333人　　21年度　118839人　　22年度　120239人　　23年度　120678人　　24年度　121325人　　25年度　121054人　　26年度　122401人　　27年度　121362人　　28年度　119844人　　29年度　118322人　　30年度　116393人

重度障害者（１～２級）

　20年度　49021人　全体に占める割合41.1％　21年度　49489人　全体に占める割合41.6％　22年度　50283人　全体に占める割合41.8％　23年度　50811人　全体に占める割合42.1％　24年度　51257人　全体に占める割合42.2％　25年度　51159人　全体に占める割合42.3％　26年度　51477人　全体に占める割合42.1％　27年度　51562人　全体に占める割合42.5％　28年度　51501人　全体に占める割合43.0％　29年度　51440人　全体に占める割合43.5％　30年度　50776人　全体に占める割合43.6％

図表、おわり。

参考図表4　身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移

平成26年度から平成30年度までの５年間の推移を示しています。

図表、おわり。

　　イ　知的障害児（者）

　平成30（2018）年度（前年度３月31日現在）の療育手帳所持者数は23863人で、平成20（2008）年度の17941人から5922人（33.0％）増加しています。

　　　　障害程度別では、Ｂ（軽度）の知的障害者の伸び率が大きくなっています。

　重度知的障害者（療育手帳所持者のうちまるＡ及Ａ）の割合については平成20（2008）年度の51.0％が平成30（2018）年度には41.8％へ減少していますが、人数は9141人から9983人へと9.2％増加しています。

参考図表5　療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合

まるＡ（最重度）　20年度　2096人　　21年度　2144人　　22年度　2186人　　23年度　2227人　　24年度　2286人　　25年度　2319人　　26年度　2416人　　27年度　2465人　　28年度　2486人　　29年度　2492人　　30年度　2534人

Ａ （重度）　20年度　7045人　　21年度　7141人　　22年度　7241人　　23年度　7379人　　24年度　7430人　　25年度　7478人　　26年度　7948人　　27年度　7442人　　28年度　7469人　　29年度　7369人　　30年度　7449人

まるＢ（中度）　20年度　4924人　　21年度　5068人　　22年度　5235人　　23年度　5352人　　24年度　5506人　　25年度　5686人　　26年度　5836人　　27年度　5942人　　28年度　6043人　　29年度　6032人　　30年度　6139人

Ｂ （軽度）　20年度　3876人　　21年度　4208人　　22年度　4610人　　23年度　5037人　　24年度　5421人　　25年度　5900人　　26年度　6313人　　27年度　6639人　　28年度　7010人　　29年度　7293人　　30年度　7741人

計　20年度　17941人　　21年度　18561人　　22年度　19272人　　23年度　19995人　　24年度　20643人　　25年度　21383人　　26年度　22063人　　27年度　22488人　　28年度　23008人　　29年度　23186人　　30年度　23863人

まるＡ＋Ａ　20年度　9141人　全体に占める割合51.0％　21年度　9285人　全体に占める割合50.0％　22年度　9427人　全体に占める割合48.9％　23年度　9606人　全体に占める割合48.0％　24年度　9716人　全体に占める割合47.0％　25年度　9797人　全体に占める割合45.8％　26年度　9914人　全体に占める割合44.9％　27年度　9907人　全体に占める割合44.1％　28年度　9955人　全体に占める割合43.3％　29年度　9861人　全体に占める割合42.5％　30年度　9983人　全体に占める割合41.8％

図表、おわり。

参考図表6　療育手帳所持者の年齢別構成比の推移

平成26年度から平成30年度までの５年間の推移を示しています。

図表、おわり。

　　ウ　精神障害者

　　　　精神障害者入院患者数は、平成20（2008）年度（６月30日現在）の8577人から平成30（2018）年度（前年度３月31日現在）には7700人へと、この10年間で877人（10.2％）減少している一方、通院患者数は30500人から54840人へと24340人（79.8％）増加しています。

　　　　精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30（2018）年の31623人で平成20（2008）年の15987人からほぼ倍増しています。

参考図表7　精神科病院入院患者数及び通院患者数（通院医療公費負担数）の推移

入院患者　20年度　8577人　　21年度　8369人　　22年度　8383人　　23年度　8186人　　24年度　8125人　　25年度　8079人　　26年度　8122人　　27年度　7797人　　28年度　7818人　　29年度　7839人　　30年度　7700人

通院患者　20年度　30500人　　21年度　30754人　　22年度　34377人　　23年度　37132人　　24年度　39716人　　25年度　42350人　　26年度　44993人　　27年度　47515人　　28年度　50393人　　29年度　52632人　　30年度　54840人

計　20年度　39077人　　21年度　39123人　　22年度　42760人　　23年度　45318人　　24年度　47841人　　25年度　50429人　　26年度　53115人　　27年度　55312人　　28年度　58211人　　29年度　60471人　　30年度　62540人

図表、おわり。

参考図表8　精神障害者保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移

１級　20年度　2338人　　21年度　2759人　　22年度　2818人　　23年度　2784人　　24年度　2788人　　25年度　2654人　　26年度　2593人　　27年度　2510人　　28年度　2492人　　29年度　2517人　　30年度　2432人

２級　20年度　11758人　　21年度　12895人　　22年度　14026人　　23年度　14737人　　24年度　16132人　　25年度　16782人　　26年度　17284人　　27年度　18240人　　28年度　18720人　　29年度　19898人　　30年度　20683人

３級　20年度　1891人　　21年度　1996人　　22年度　2331人　　23年度　2838人　　24年度　3723人　　25年度　4671人　　26年度　5524人　　27年度　6228人　　28年度　6820人　　29年度　7726人　　30年度　8508人

合計　20年度　15987人　　21年度　17650人　　22年度　19175人　　23年度　20359人　　24年度　22643人　　25年度　24107人　　26年度　25401人　　27年度　26978人　　28年度　28032人　　29年度　30141人　　30年度　31623人

図表、おわり。

　　エ　難病患者

　平成30（2018）年度（前年度３月31日現在）の特定医療費（指定難病）受給者数は、20685件となっています。

　　　　平成27（2015）年１月１日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、平成30（2018）年３月31日現在、331の疾患が医療費助成の対象となる「指定難病」となっています。難病法施行後となる平成27年度以降の特定医療費（指定難病）受給者数は、概ね横ばいで推移しています。

参考図表9　特定医療費（指定難病）受給者数の推移　平成27（2015）年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

特定医療費（指定難病）受給者数　20年度　13520人　　21年度　14180人　　22年度　15181人　　23年度　16067人　　24年度　16805人　　25年度　18126人　　26年度　19248人　　27年度　21530人　　28年度　22191人　　29年度　21638人　　30年度　20685人

図表、おわり。

　　オ　発達障害児（者）

　広島県内の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24（2012）年２月から３月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推定値）は6.5％という結果が出ています。

　　　　なお、本県では、平成17（2005）年10月から「広島県発達障害者支援センター」を設置しており、平成29（2017）年度の支援件数は、延べ1021件となっています。

　　　　支援の内容では、発達障害児（者）に対する就労支援の占める割合が増加傾向にあります。

(3)　障害者を取り巻く環境の変化

　ア　障害者施策に係る主な法改正等

平成23（2011）年6月［平成24．10 施行］

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立

　①　障害者に対する虐待の防止

　②　発見者の市町への通報義務

　③　市町長の立入調査

　④　市町障害者虐待防止センターの設置

　⑤　都道府県障害者権利擁護センターの設置

平成23（2011）年7月［平成24．8 施行］

「障害者基本法の一部を改正する法律」成立

① 障害者の定義の見直し

② 地域社会における共生等

平成24（2012）年6月［平成25．4 施行］

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立

　①　公契約における障害者の就業を促進するための措置等

　②　障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供

平成24（2012）年6月［平成25．4 一部施行］［平成26．4 施行］

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立

　①　障害者自立支援法の法律名を変更（障害者総合支援法）

　②　障害者の範囲に難病等を追加

　③　重度訪問介護の対象拡大

平成25（2013）年6月［平成28．4 施行］「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立

① 差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止

② 差別の解消の推進に関する基本方針を策定

平成25（2013）年6月［平成28．4 施行］

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

　①　障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助

　②　法定雇用率の算定基礎の見直し

平成25（2013）年6月［平成26．4 一部施行］［平成28．4 施行］

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の成立

　①　精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

　②　保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直し

平成26（2014）年1月「障害者権利条約」の批准

平成26（2014）年5月［平成27．1 施行］

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立

　①　難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

　②　難病の医療に関する調査及び研究の推進

　③　療養生活環境整備事業の実施

平成28（2016）年４月［平成28．8 施行］

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立

　①　地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

　②　成年後見制度の利用に関する体制の整備

平成28（2016）年5月［平成28．8 施行］

「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立

　①　発達障害者の定義の見直し

　②　発達障害者の支援等のための施策の強化

　③　発達障害者支援地域協議会の設置

平成28（2016）年5月［平成28．6 一部施行］［平成30．4 施行］

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立

　①　地域生活や就労定着に向けた支援を行うサービスの新設等

　②　医療的ケアを要する障害児に対する支援

　③　障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

　　イ　障害者権利条約

○　全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が平成18（2006）年12月に国連総会で採択され、平成20（2008）年５月に発効しました。

○　この条約に関する諸提案について検討するため設置された「アドホック委員会」では、障害者団体も同席し、発言する機会が設けられました。それは、障害当事者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」にも表れているとおり、障害者自身が主体的に関与しようとの意向を反映し、名実ともに障害者のための条約を起草しようとする、国際社会の総意でもありました。

○　国連総会で条約が採択された翌年の平成19（2007）年９月、日本は障害者権利条約に署名しました。国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、平成21（2009）年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設立し、条約締結に向けて集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。これにより、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、障害者のための様々な制度改革が行われています。

○　日本は平成25（2013）年12月に条約締結のための国会承認を経て、平成26（2014）年１月20日に批准書を国連に寄託し、140番目の締約国となりました。 同年２月19日から日本で条約の効力が生じています。

○　日本がこの条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化し、人権尊重についての国際協力も一層推進していく必要があります。

資料編２　用語解説と　資料編３　計画の策定体制は調整中

資料編、終わり。